九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

製造物責任法の逐条解説 : 製品安全対応策のあり方をめぐって

北川, 俊光 九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/2022

出版情報:法政研究. 61 (3/4下), pp.675-736, 1995-03-20. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

製造物責任法の逐条解説

―― 製品安全対応策のあり方をめぐって ―

北川俊光

一 製造物責任法の成立

一 産業界にとっての製造物責任法と製品安全への努力

三 製造物責任法の逐条解説

製造物責任法の成立

○ 製造物責任法の成立とその背景

則一 の防 務上どのような対策を講じるの 61 を経過した日から施行し」と定めており、 されている。 議院本会議において可決、 日に公布された。 る。 (止と円滑な救済等を図るため、 同年六月二日に衆議院商工委員会に付託、 (施行期日等)の後段は「この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する」と定めて この場合、 (平成六年六月一五日採決の七項目)及び参議院商工委員会の附帯決議 本法の施行については、 ″引き渡した″ 本法には、 成立した。 国会における審議の過程において かが問題になるがこれらについては、 の意味が法律上問題になるし、 次の諸点について適切な措置を講ずべきである〟として、 同年六月二四日の公布閣議を経て、 本法附則一 従って、 同月一 本法は平成七年七月一日から施行されることになる。 (施行期日等) 六日に衆議院本会議におい 産業界としては引き渡しの時期を証明するために実 の前段が "政府は本法施行に当たり製造物の欠陥による被害 \equiv におい 平成六年法律第八五号として平成六年七月 「この法律は、 (同年六月二二日採決の九項目) て可 て触れてい 決され、 公布の日 る。 衆議院商工委員会の附 続いて同月二二日に参 から起算して一 また、 がな 同附 年

製造物責任法の制定に至る全体的な説明

令 され、 67 害の救済について る(1 わ (EC指令)」が、 が 昭 国に 昭 和六〇年七月には 和 五 おける製造物責任法制定への 年一〇月に国民生活審議会消費者保護部会は、 (中間報告)」を取り纏め、 EC閣僚理事会において正式に採択された。 「欠陥製品の責任に関する加盟国 取組みは長期に亘っているが、 製造物責任問題についての理論の 「の法律、 総合的な消費者被害救済制度の一 平成に入ってからは平成二年における私法学会報 規則及び行政規定の 昭和五〇年に 確立と立法的解決の必要性を説 「製造物責任要綱試案」 調整 の 環として「消費者被 ため 0 閣僚理 が 発 7

限)、

第六条

(民法の適用)

というように全体で六カ条及び附則

(施行期日等)

から構成されているにすぎない

造物 法プ 17 ら な 0 告書を取り纏めてい 月に製造物責任法の制定の方向での報告書を発表し、 生活審議会報告は、 告者グル に 物責任制 り、 おいて、 0) 制定を提言するに至った。 た総合的な消費者被害防止 責任法 批判もだされてい 口 一二月に製造物責任法を導入すべきであること等を内容とする報告を行った。 これ ジ ープによる法律理論としての検討がなされ、 度につい I. はその後の製造物責任法案のベースとなると共に産業界、 クトチー 審議を行い、 は、 第 て、 る。 平成四年一〇月に取り纏められた。 ムによる 条 立法化を含めて総合的な検討を引き続き進める必要がある」という報告を行 る。 二月に法制審議会総会において民法部会の審議結果が了承された。 平成五年一二月には、 (目的)、 法務省は平成五年一○月に法制審議会民法部会の財産法小委員会を開 国生審報告は製造物責任法としての構成、 ・救済の在り方について」という報告書 「製造物責任法に関する連立与党プロ 第二条 (定義)、 第一 第三条 四次国民生活審議会消費者政策部会は 厚生省、 同年一〇月、 通商産業省の諮問機関である産業構造審議会は平成五年 (製造物責任)、 農水省等もそれぞれの 第一二次国民生活審議会消費者政策部会は ジェ 消費者団体、 以下、 クトの検討結果について」 各条項の内容につい 第四 国生審報告) 条 平成六年 弁護士会などのそれぞ (免責事 所管の製品との 「製造物責任制度を中心と におい てそれぞ 四月には 典 月法制 第五 が公表され、 催 て、 連立与党のP 審 n 関 条 検討 製造物責任法 係 第一 議 審 n に 会民法部会 朔 を加 議 の立 お 間 を け 行 えて 0) 場 る 玉 製 制 L 民 な

三 産業界からみる製造物責任法の評価

製造物責任法の法案としては、 これまでに、 私法学会報告者グル ループ、 東京弁護士会、 日本弁護士連合会 政党な

は異なっており、

全体の理論構成としては、

国生審報告に近いといえる。

- だされており、 る。 議論 る点 は、 は賠償の責めに任じない) 技術に関する知見によっては、 〈製造業者等は当該製造物、 | 欠陥の存在||「損害の発生||「欠陥と損害の間の因果関係の存在| (1)(1)製造業者等の責任期間が、 においては二〇年という要請があったもの)、 ずれも産業界が求めていた線での法律になっており、 これ までの製造物責任立法をめぐる多くの議論の中で最も重要な争点となっていたものは、 その他の争点も含め将来に向けての改正要請をもだされている。 (立法議論においては、 (第四条参照)。この他にも基本的には産業界の要請に沿った法律になっている点として つまり、 当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったことを証明したとき 当該製造物を引き渡した時から一○年になっている点 損害を発生せしめた製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は 製造物責任事故発生の時点という議論があったもの)。 ②欠陥存在の証明の時点を当該製造物を引き渡した時期として それだけに消費者団体、 の立証責任を負う)、②「開発危険の抗弁の容認 1 「推定規定の排除」 弁護士会からは強い反対意見が (第五条) (これまでの立法 次の①と②であ (被害者
- は、 等であろう。 小限度の検討に止めているが、 (2) (1)(3) 消費者 「欠陥概念」を広く定義している点 「製造物」 なお、 (被害者) の範囲が広くなっている点 米国の厳格責任法及びEC指令との比較は、 側にとって、 EC指令が有する損害賠償額限度額及び免責額の設定がないことは消費者に有利であ これまでの国生審報告における考え方よりも有利になっていると考えられる点 (第二条第二項)、 (第二条第一項)、(4) (2) 本稿での目的ではない 「欠陥判定基準」を広く定めている点 「製品自体の損害」も一部含まれる点 ため、 本文におい (第二条第二 ては必要最 (第三条)

害 る。 害の救済のための法律ではなく、「不法行為特別法としての性格を持つ法律として構成されている」ことからの当然 の決着ではあるが、 にも製造物責任法が適用される点(第三条) 米国 の 厳格責任法における懲罰的損害賠償 企業間の製造物責任訴訟の増加を招く可能性もあり、 は、 (付加金) 必ずしも産業界が求めていたものではないが、 が認められ てい 今後の本法の運用において注目を要するい な ĻΣ .点も同じ 様である。 なお、 本法が消費者被 事 業者

1 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者被害の救済と製造物責任』(第一法規、 昭和五七年七月)三頁 くつかの案件

 $\widehat{\Xi}$

を参照)

の一つである。

- 2 における製造物責任法に関するディレクティブの採択とわが国企業の対応策」NBL商事法務研究会三四○号(一九八五年) 八頁以下参照。 EC指令については、 東京海上研究所編 **『国際製造物責任法』** (商事法務研究会、 一九九三年) 一頁以下。 北川俊光「EC
- 3 一九九〇年私法学会報告者グループ編 「製造物責任の現状と課題」 別冊NBL二四号(一九九二年) 一三三頁以下。
- 4 政第一 升田純「製造物責任法案の国会提出について」NBL五四四号(一九九四年)一五頁以下。 課他六省執筆・ 編集『製造物責任法の解説』 (平成六年) 一頁参照。 経済企画庁国民生活局消費行
- 5 ンポジウム 例えば、 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『製造物責任法を生かすために―― パート五』資料(一九九四年) (以下においては、 日本弁護士連合会PLシンポジウム資料との略記も併用してい 被害救済の実現に向けて Ρ
- 6 例えば、 加藤雅信 「『製造物責任法案』とその問題 -よりよき法のための修正を求めて」 判例タイムズ八四二号 九九
- 7 する批判としては、 年)三三頁以下。 升田純説明員 (法務省民事局参事官)、 加藤雅信 前掲註(6)、三三頁参照 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号二六頁。 この点に

一 産業界にとっての製造物責任法と製品安全への努力

販売、 動、 では 個 スでも、 被害者に万全の救済策を与え得てはいないし、 保護のための構成というものはほとんど見当たらない。 ザー他)、さらには輸入業者 工業者、 に ŧ のために格別のものを与えているものでもない。 る訴訟の防禦のための対応策 とって厳しいものになることは否定できないが、 とって欠陥がなく、 重要な要素ではない。 々の企業にとっての製造物責任問題への対応は、 製造物責任法の施行は公布の日から一 P S 海外での製造物の現地生産・販売などとの関連において米国の厳格責任法やECの無過失責任法の適用を受け その運用は下記で触れているとおり厳しいものになろう。 自らの氏名、 (Product Safety:製品安全) また、 製造物責任法は被害者救済のための法律理論であり、 商号、 より安全なものにするためのPLP 産業界にとって最も重要なものは、 (下記の第二条第三項の解説を参照)等は今の時点からの対応策の実行が必要である。 商標等を製造物に表示するプライベート・ブランド取引業者 (つまりは、 活動 年を経過した日、 PLD; Product Liability Defense:P上防禦) への取組み」である。 訴訟手続面からの支援も十分とはいえない。 それでも産業界にとっての製造物責任問題への取組み もっとも、 本法の下におい 別箇所で触れているが、この新しい製造物責任法は必ずしも つまり平成七年七月一 開発危険の抗弁 個々の企業の将来に向かっての (Product Liability Prevention:製造物責任予防) 特に、 てわが国におい 製造物責任法の下での製造物責任訴訟が その理論の中には産業界の視点からの産業界 これまでに欧米市場に対する製造物の輸出 (第四条第一 日になるが、 て発生した製造物責任事故に対す 号) が最も重要なものになるの だからといって、 (マス・マ 「自らの製造物を使う者 製造物の製造業者、 は産業界にとってプラ ーチャンダイ は P L 企業に D が最 活 加

際的 ず、 て、 費者にとっても真の製造物責任問題対応に繋がるからである。この意味からも、 としての技術的また警告・指示等におけるガイドライン」をどこからも与えられていないことについてもう少し注意 0) 造物の安全性を確保するための対応策」を考え、実行していかなければならない。 を向ける必要がある。 ₹7 くための第一歩になる。 生産・販売を行ってきた産業界、 対応策のためには、 また、 な 格別のPLP・PSの面からの対応策を講じてこなかった産業界、つまりは、 ベ ル 製造物と使う人間とのインターフェースの安全技術の研究開発が、 においてさらに一層取組まれなければならないものといえよう。 市場に出されてくる製造物がより安全なものになることが、 製造物責任法を十分理解しておくことが自らの製造物を将来に向かってより安全なものに とはいっても、 さらには、原材料、部品・コンポーネントなどの産業界等は、「欠陥を排除. 産業界が自らの製造物をより安全なものにしていくための「具体的で各論 法律、 製造物責任法の制定、 産業界にとってだけではなく、 産業界にとっての製品安全のため 日本国内市場におい 技術、 人間工学などの種々の学 運用をとお てのみ製造物 して製 して 消

- 1 を参照 同 「アメリカにおける製造物責任訴訟とその対応」企業と製造物責任第四章 品質管理四五 製造物責任法 の下における製造物責任訴訟への防禦対応については、 (日本科学技術連盟) 一九九四年)二一頁以下。 米国の厳格責任法の下における訴訟防禦対応については、 北川俊光 (日本科学技術連盟、 「製造物責任法と企業の製造物責任訴訟防 一九九一年)一二一頁以下
- (2) これらの問題意識については、 三二頁以下。 ポイント」日本科学技術連盟研究会テキスト(一九九四年)等を参照 同 「PL対策、 事後対応より予防措置が重要」 北川俊光 「製造物責任制度と企業の対応」月刊国民生活 日経ビジネス 九九四年)三一頁。 (国民生活センター、 同 「PL法理の概論と対応の 九 九四年

三 製造物責任法の逐条解説

の場においてどの程度まで裁判所に受け入れられるのかということを含めて今後の運用に引き続いて注意を払う必要 の判断に委ねており、 はないことは論をまたない。 る意見として中心に取り上げているが、これらの意見が製造物責任法の解釈において裁判所の判断を拘束するもので 本稿での逐条解説においては、 法律としては自己完結していない。この意味では、 本法は、 国生審報告における検討及び衆参両議院商工委員会における審議を立法過程におけ 欠陥概念、 欠陥判定基準という重要な争点を含めて余りにも多くの争点を司法 特に商工委員会での意見というものが裁判

第一条 (目的)

があるものといえよう。

この法律は、 製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害

賠償の責任について定めることにより、 被害者の保護を図り、 もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発

展に寄与することを目的とする。

解説

製造物責任の問題は、 製造物に関連する事故によって発生する被害者の救済の側面がまず第一の課題になる。そし

製品安全性に対する意識の変化と取組の充実、 害者の保護〟を挙げている。さらに、「これによって達成される期待される目的として、〃もって国民生活の安定向 賠償義務を課すことによって被害者を救済していこうとする法律理論を定めたもので、 理 製造者等の過失責任を責任要件としないで製造物の欠陥を責任基準とする法律であるように、 た制度の確立といった効果を指すものになっている」。 造物責任事故を引き起こした製造物の欠陥に関与した者に対して損害賠償の義務を課し、 もたらされる裁判の争点の明確化、 と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする〟ことを定めている。 の欠陥を責任要件とする製造物責任法の新たな制定であることを明らかにしている。 が本条でもある。 付与するための製造物責任法の制定になる。 て被害者をより迅速かつ適切に救済するためにはいろいろな要素が関わってくるが、その中で最も重要な要素が、 論 の構築の歴史が語るように、 米国の厳格責任の法理論、 製造物の欠陥に起因して発生した被害 判例の水準の平準化といった裁判に与える影響はもとより、 そして、製造物責任法がどのようなものになるのかという問 またECの無過失責任の法理論の下における製造物責任法が 裁判外におけるクレー ム処理の円滑化、 (損害) ここでは、 について、その欠陥に関与した者に 製造物責任法はもともとその法 さらには国際的に調和のとれ 本法もその直接の目的に 製造物責任法の導入によって 被害者にそのため 本条も、 企業、 本法が製造物 消費者双方の V V の権利が ずれ の 回答 製

(1) 「製造物責任法は、あらゆる点において十分か

からい る₍₂₎ 製造 < 物責任法は被害者の立場からみても、 つ か の問題点が既に指摘されており、 産業界の立場からみても必ずしも十分なものではなく、 本稿においてもそのいくつかについてそれぞれの箇所にお それぞ い 'n て触れて の立

② 「製造物責任問題への対応の中での製造物責任法の役割は何か」

る。 また、 少額被害の裁判外での処理機関の制定等に支えられて、 のような法律をもってしても完璧とはいかない。 被害者救済に重点を当てて製造物責任問題を考えるとしても被害者救済における製造物責任法の果たす役割 実体法としての製造物責任法には民事訴訟手続き面からの支援がもっと与えられなければならない 欠陥の証明について、 その証明が、 裁判官の やはり、 被害者救済が推進されてこなければならないものと考える。 『事実上の推定』 国生審報告が指摘しているように、 の活用に依存するのではなく、 欠陥認定機関の設定 ものと考え 証拠調 で手 ど

⑶ 「製造物責任法と産業界の製造物責任問題対応のあり方いかん」

続き全体の規定の見直し作業の中において、「裁判そのもの」が見直されてこなければならないものと考える。

製造物責任法は企業の製品安全活動に格別のインセンティブを与え得ていない 業界におけるこのような製造物責任防禦 回答はどこにも存在していない。 況の中で 体的な各論としてのガイドラインも与え得ていないという問題を抱えている。 向きの製品安全対応策への取組みの重要性を強調しているが、この製品安全という観点から製造物責任法をみると、 なければならない。 に触れたように、 する権利を被害者に与えるものであるだけに産業界にとっては製造物責任訴訟の防禦が重要なものになってくる。 産業界は全体論としては製造物責任訴訟において勝訴判決を勝ちとることは非常に困難であると認識してお *どのように安全性の確保という課題に取り組んでいくのか* PLD活動が産業界にとっての製造物責任問題への取組みの最も重要な要素になるのではなく、 私は、 製造物の欠陥により引き起こされた損害を製造業者等の製造物責任を追及することによって回 産業界に対して『使う者にとって安全な 被害の予防が大切であるとしても、 P L D のためには製造物責任法の理解が不可欠なものになる。 (欠陥のない) 産業界の問題意識の一つは、 という課題を与えられてい Ļ つまり、 また、 製品を社会に提供する。 産業界としてはこのような状 製品安全のための何らの具 理念としての予防 る。 この課題 という前 先 産 復 0) か む

Ł

0)

と考える。

うに与え得るのか〃 \mathcal{O} え得ては 重 /問題を抱えているといえよう。 要 性 の ない。 理 一解ではなく、 つまり、 という問いでもあろう。 本法は、 *被害の予防が大切であるとする場合に、 企業の善意の製品安全活動に何らの具体的なアドバイスを与え得て 今のところこの問いに対して、 その ため この新しく制定され 0) 具体 的 なアド バ イス た製造物責 を 誰 は が、 任 な ど 法 0) は 答 ٢ ょ

61

う

術的 任 その 7 発想でなかろうか。 8 定する 連合会の を回 61 て これまでにいくつかの製造物責任法案においてはその目的として「被害の予防」を挙げるものがある。 (4)な限界が、 る将来に向 履行を確保する方策を講ずることにより、 「避するための方策として初めて欠陥のない製造物に取り組むことになり、 る。 わけでは 賠償責任を定め、 製造物責任要綱案の第 しかしここでの被害の予防は、 ″警告上の限界″ ない か つ が、 ての製品 そのことは、 産業界の製品安全へ その履行を確保することは被害の予防につながるのか. (製造物) によって製造物を安全なものにすることができない場合の取り組みである。 一条は 製造物責任問題における責任論を一 「製造物の欠陥によって生じた損害につい の安全性の確保の努力は、 企業に対する製造物責任の追及をより厳格なものにすれ 0) 製造物の欠陥による被害の予防と救済を図ることを目的とする」 取り組みの 重要性は、 責任論では 歩もでてい 製造物をより安全なものにしようとしても な ° ₹1 ないとい 結果として、 て製造者の この ような効果が えよう。 特別の賠償責任を定め、 被害が減少すると ば、 私が企業に要求し 企業はな あることを否 日 本弁護士 そ と定 いう 0) 拔 責

(5)製造物責任法の制定で被害者救済は十分か」

の設定、 被害者の救済が本法の制定によってすべて達成されるのではなく、 額被害の 裁判外での処理機関の制定等に支えられて、 被害者救済と企業の安全性確保の実施 国生審報告が 触 n ているように、 欠陥認 が 推進さ 定機 n る

(6) 「実体法としての製造物責任法に手続法からの支援はないのか」

これについては、前述(2)を参照。

(7) 「被害者の救済か、消費者の救済か」

ては、 陥により損害をこうむることも考えられる」からであると説明されている。 において、 車の事故に巻き込まれた乗客や歩行者などのように製造物を直接使用、 限定されていない。 より広い被害者となっている。 本条においては、 財産的損害を消費者財産に限定していたこともあり消費者の保護としていたが、本法においては、 損害も通常個人的な使用または消費が意図される種類のもので、 その理由は「製造物の欠陥によって損害をこうむる主体は、 被害者の保護を図ることを目的にしており、 なお、 EC指令はその前文においてその目的として消費者保護を挙げており、 使用者、 消費していない第三者でも、 消費者の保護ではない。 欠陥製品事故の実態と救済の必要性から かつ被害者が主として自らの個人的: 消費者に限定されず、 国生審報告に 当該製造物の欠 例えば、 消費者には 第九条 使用 お

8 「事業者損害も救済の対象になるのか」

または消費のために使用していたものに限定している。ただし、次の8の問題を参照。

用の財産に生じた損害の賠償を対象とするところから余りに大きな損害の範囲にまで拡大してしまうのではない ては批判があるところである。 は とする意見がある。 た損害も本法による損害賠償の対象に含まれることについては解釈上否定できないものと考えるが、 本法により保護される客体がいわゆる自然人としての消費者という狭い概念に限定されず、 本条の解釈としてはとりえないとする立場もある。 反面、 事業損害や純粋経済損害について本法の保護の対象から除外すべきであるという考え方 また、 本法の解釈論としては本法の適用を制限する方向に誘導していくべきであろう 衆議院商工委員会においては、 枝野幸男委員からの 法人等の事業者に生じ 立法政策論とし 「事業者

者用 か は、 この点につい る 異 広範囲の 0 ĕ Ē が は ある 産業用 損害につい ならない 0) 「従前、 とい ばらく様子を見てみたい。 Ł わけでもなく、 のに 機械 えよう。 とも て 相当因果関係に基づいて損害賠償の範囲が判断されてきたわけで、 になる。 . て損 :器具によるものだけではなく、 は民法の だが、 害の範囲が不当に拡大するおそれは 被害者としての事業者の意識次第では、 般消費者において発生する欠陥製品事故と事業場に 相当因果関係 日 本企業の紛争解決へ 少しは訴訟も提起されないと判例の積み上げができない の 理論に、 事務機器用品、 より のアプロ 制限されると解してよ ない」としている。 ーチ等からみて本当に訴 テレビなどの やはり大きな損害の範囲にまで拡大する可能 L٧ 現実には、 か おいて発生する欠陥製品事故との 電気製品、 という旨の質問に対 今後製造物責任が認めら 訟 事業用の車等も含ま 事業者がこうむる損害の クレ し 欠陥概念も具体的 厶 が 増 加 れて す る 升 n も事業 性 0 間 非 田 常 なも か が に 発 否 あ 明

⑨ 「被害者救済は国民経済の健全な発展のために制限されるのか」

か、 とい 責任原則を踏 る技術革新 害者救済 を目的とする。〃 本条が本法の目的を う う本来の目的 という危惧 ^懸念が示されていることについ が 犠 まえつつ、 性になってい 新製品開発などを遅らせ、 から と定めていることについては、 が、 0) 批判でもあ 国民経済の健全な発展への寄与とのバランスにおいて阻害されるようなことがあるのでは 製造物責任法が導入されることに伴 くのではとい 被害者の保護を図り る_[5] つ て松本龍委員からの (まり、 う ひ おそれであろう。 47 ては 製造物責任法に基づく企業側 この文言は被害者保護と企業活動 わが とし、 国産業界の発展、 続い 質問が提起されてい これ 13 て 被害者の円滑か の批判に対しては 1もって…… 国民経済の発展に悪影響を与えるときは、 0) る。 責任の追及が 国民経済の健全な発展に寄与すること つ適切な救済が図られるとともに、 0 これは、 バラン 製造業者、 スを図る趣旨では 前述の わが 消費者の双方の 国 [産業界 とおり被害者救 企業に な 自己 な 61 ょ か

ると、本法の解釈におい りであろう。また、「割賦販売法 するものと期待される。本条はこのような趣旨で設けられたものであり、 済の健全な発展につながっていくものと期待される。 事業者においてもより一 とるのではない か、 という懸念があるとすればそれは本条で意図しているものではない」旨説明されている。 層製品の安全性の向上を図ることになると考えられる。 て、 特に企業利益との調和が強調されるべきものとも思われない」とする意見もある。この (第一条) や訪問販売法 また、 (同法第一条) にも同様の目的が記されていることからす 製造物責任法の導入は、 産業界のためではないか、 それが国民生活の安定向上と国民 経済社会の国際的調和にも寄与 消費者保護にも この 通

1 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課他六省執筆・編集『製造物責任法の解釈』 (平成六年) 二頁参照 意見に賛同したい。

- $\widehat{\underline{2}}$ 年) 三三頁以下。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 PLシンポジウム 加藤雅信「『製造物責任法案』とその問題 パート五』資料(一九九四年)。 ―よりよき法のための修正を求めて― 『製造物責任法を生かすために― ―」判例タイムズ八四二号 -被害者救済の実現に向けて 九
- (3) 国生審報告三一頁以下。
- 4 日本科学技術連盟、 製造物責任法の下における企業の製造物責任訴訟対応については、 一九九四年)二一頁以下を参照。 北川俊光「PL防禦 P L D 対策」品質管理四五
- 5 法務における製造物責任法」自由と正義四六― 「製造物責任法の評価と対応策 北川俊光「わが国における『製造物責任法』の解説」ENGINEERS、 一九九五年)一二六頁以下を参照。 ---企業法務全般について----」金融・商事判例増刊号-—特集 -製造物責任法 (日本弁護士連合会、 (日本科学技術連盟、 -製造物責任法の研究-九九五年) 九九四年) 一一頁、 四三頁以下。 司
- $\widehat{6}$ 日科技連PL編集委員会編『企業と製造物責任』(一九九一年)資料編二三三頁。
- 小林秀之「訴訟手続上の問題点とは」法学セミナー四七八号(一九九四年)二七頁以下も参照。

- (8) 国生審報告二一頁。
- 9 なお、 坂本導聰政府委員(経済企画庁国民生活局長)、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号三三頁。 川口泰裕「製造物責任法の成立について」ジュリスト一〇五一号(一九九四年)四六頁も参照
- (10) 加藤雅信・前掲註(2)参照
- (11) 小林秀之責任編集『製造物責任法体系II』(弘文堂、一九九四年)九三二頁。
- 12 田島純蔵、柘植直也、 井口克彦「製造物責任(第三条)」日本弁護士連合会PLシンポジウム資料五五頁。
- 13 升田純説明員、 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一〇日第七号一五頁。
- 14 という批判については、例えば原早苗(消費科学連合事務局次長)朝日新聞平成六年四月二二日。 松本龍委員・前掲註(9)会議録第五号二三頁。同様に〝経済の発展を重視するあまり企業寄りの解釈を生むおそれがある〟
- <u>15</u> ム資料一五頁参照 "被害者の保護" の視点を強調するものとして、児玉憲夫「目的 (第一条)」前掲註(2)日本弁護士連合会PLシンポジウ
- <u>16</u> 川口康裕・前掲註(9)四六頁。 坂本導聰政府委員・前掲註(9)会議録第五号二三頁。升田純「製造物責任法の制定」法学教室一六八号(一九九四年)
- <u>17</u> 浦川道太郎「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号(一九九四年)一六頁!

第二条(定義)第一項(製造物の定義

この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

解説・

第二条第 項は、 製造物責任法の対象となる「製造物」 の定義を定めるものである。 この定義は 「製造又は加工さ

う。 つ、 りいろいろな議論がある。 n 産品別の細かな定義を巡っての「製造物」への適合、非適合の議論よりも、 た動産」を「製造物」とするものであるが、「製造又は加工とは、 とはいえ、これからの製造物責任訴訟での攻防のためにも立法過程におけるこれまでの議論を整理しておく必要 程度、その発生の蓋然性等からみて被害者救済の方向で製造物の定義を広く解釈する方向で対処すべきであろ わゆる農産物、 畜産物、 本項の定義は、ECの立法例などからみても製造物責任法の適用を 海水産物等の一次産品をその適用から除外しようとする政策的な妥協であり、 具体的に何であるのか」については下記のとお 発生する製造物責任事故における損害の ″動産』に限定し、 個々の

(1) 「なぜ不動産は対象外なのか」

がある。

ついても異議がある。 点については、 る。EC諸国でも不動産は製造物責任の対象外である」等々の説明がなされている。一方、不動産が含まれていな。 による救済手段が用意されている。 いところに保護が与えられなくなる」として、強い反対、法改正の要請があり、また、民法第七一七条による救済に 不動産が対象外である理由としては「不動産は契約責任による救済がある。又、民法第七一七条の土地工作物責任 これまでの欠陥不動産関連の損害賠償事件を踏まえながら「不動産を除外してはもっともニーズが強 あるいは、 耐用年数が長く、その間に維持補修の状況によってかなり左右され

(2) 「不動産に付加されている動産は対象か」

では動産であったものは対象になる。建築物の一部を構成する「エレベーター」とか「窓ガラス」も対象になる。 不動産の部分であっても、 住宅の一 部を構成する「アルミサッシ」、「ドア」とかそういう部品に相当するものの用に引き渡しをする時点ま その引き渡し(出荷)の時点においてそれが動産であれば、製造物責任法の対象にな

リートのメーカーの責任が本法により問われることになる。」このように具体的な製造物の名称を挙げて議論がなさ 器等も、すべて製造物責任法の対象になるものと考える。 物に含まれる。「コンクリートに欠陥があったために、 ともいえる。上記に挙げられている製造物、 れていることは、 「壁紙」も該当。「アルミサッシ」、「ドア」、「エレベーター」、「浄化槽」、「門扉」、「備えつき棚」、「浄化槽」 それだけ事故の発生も予想される製造物であり、 さらにエスカレーター、 建設した建物が倒壊したような場合には製造物たるコンク かつ動産であるのか否かが紛らわしい 床材、 ベランダ、 空調設備、 電気配線設備 ものである 等は製造

(3) 「プレハブ住宅は不動産か」

「プレハブ住宅」そのものは、不動産に該当する。

(4) 「製造とは何か」

念で、 を加え、その本質を保持させつつ新しい属性を付加し、 製造とは、 ۲. わゆる第二次産業にかかる生産行為を指し、 原材料に工作を加えて新たな物を作りだすことをいい、 一次産品の産出には用いられない」とされている。 価値を加えることである。製造の用語は、 また加工とは、 動産を材料としてこれに工作 生産よりは狭 概

(5) 「対象にならないものは何か」

未加工農産物、

不動産、

無体物、

電気、

ソフトウエア等になる。 (ii)

うの「を多くとうこう)を表すもって

(6) 「役務(サービス)の提供は対象か」

ても、 工務店の仕事や医師・弁護士等が提供する役務 本法による責任を問えない。」これらまでは格別問題はない。 (サービス) は動産でないために、 仕事・役務に欠陥があったとし

(7) 「ソフトウエアは対象か」

は、 対象とすることは適当でない」としている。これに対して、「航空機の操縦システムなどに組み込まれたコンピュタ対象とすることは適当でない」としている。これに対して、「航空機の操縦システムなどに組み込まれたコンピュタ せよROMの形で多数のソフトウエアが制御用に組み込まれており、そのようなソフトウエアに誤りがあり、 トウエアを製造物といえるかについては議論がある」旨の指摘がなされている。また、「自動車にせよ、 して製品事故が起こった場合、 いては製造物責任の対象にすべきとする考え方があるが、ソフトウエア自体は無体物であることから製造物責任 ソフトウエアあたりから問題がでてくる。 航空機の部品といえるので製造物である。パソコンで使用するワープロソフトのようなアプリケーション・ソフ そのようなROMを部品たる製造物と考えてもよいと思われる」とする見解もある。 国生審報告は「ソフトウエアがIC等に記憶されて組み込まれた製品 家電製品 結果と

(8) 「未加工の農林、畜産、水産物は対象外か」

難しい問題でこれからも現実の裁判を通して争われてくることになろう。

などが挙げられている。 題はまず何をもって加工というのか、である。未加工の動産を対象外にしている理由は しで生産されるものであるからである」。さらに、「農林漁業者の過度の危険管理能力を求めることは酷であること」 加工された動産が本法の対象になることから、未加工の動産は対象外となるとするのが一 これには下記に挙げる問題を含んでいる。 「基本的には自然の力を利用 般的な解釈で、 問

(9) 「加工と未加工の判断基準はどうなるのか」

の境界はもともと不分明な上、 することになる。」一方、「加工、 る」。「具体的には個々の事案において製造物に加えられた行為などの諸々の事情を考慮して社会通念に照らして判断(ឱ) 般に加っ Ï というのは 「そのものの本質を保持しながら新しい属性、 最近はますます曖昧化する傾向がある。両者をどのように区別するかという問題につ 未加工を問わずに農林水産物を対象にすべき」とする見解もある。「未加工と加工 性質をつけ加えて価 値 を加 えることであ

が、

る。

くつ 運 폠 てはできるだけ明確にその区分が分かるように努めなければならないのは当然であるが、 かが争われ、 の積み上げに委ねざるを得ない その中から社会のニーズに適合した解釈が生まれて欲しい。 ものと考えられる。」 あまりにも細か な解釈論に偏ることなく、 最終的には実際の 裁判を通して 制 度

の

(10)加工・製造に該当する行為いかん」

該事 るが、 法の 見解もある。 は、 煮る」、「炒る」、「焼く」場合の加熱、 責任を問 ·故による損害の回復に製造物責任 ジュ 食品は乾燥によって組成が変わり、 ースなどに「搾汁する」こと。 文言上から判断するといずれも正しいのであろうが、やはり最終決定は、 わ n な V 3 23 「魚の丸ぼし」や 法の適用 及び 「乾しいたけ」 「魚を切り身」にして販売する鮮魚店は、 おいしくなる場合が多いのでこのような区別の合理性は疑わ 「塩つけ」、 の必要性があるの は製造物でないが、「みりんぼし」や 燻製 などの味つけを行うこと、 か否か という社会全体からの 切り身による食中毒につい 文言上の解釈論ではなく、 「粉にひく」こと、 「鰹節」 判断 に重 は 製造 点をおきた 物に とする て本 あ 当 な

(11)加工に該当しない行為い か ん

単 に 切断 をした、 あるい は単に 「冷凍」、 「冷蔵」 を行った、 あるい は単に 「乾燥」 したというようなも

(12)栽培· 飼育 増殖は製造、 加工かし

り立っていて工業製品との差異はそれほど顕著でない。 栽培につい これに対しては、 これらは、 ては、 いずれも基本的には自然の力を利用して生産等が行われており製造、 例えば、 「現代の農林水産業は、 『作物、 野菜、 果樹の栽培』、 農薬や化学肥料などの各種の高度技術を応用した製品の利 農林漁業の保護は真の原因者に対する求償を広く認める形 『家畜の飼育』、 『種子類の増殖』 加工に該当しない」 などが 代表的 用の とされて な例であ 上に成

ろう」とする意見がある。この意見に賛同したい。さらに上記でも触れたが「加工、未加工を問わずに農林水産物に⑸ 行うべきであるといった反論は十分可能である。高度な人工飼育・養殖などについては製造物に含める解釈は可能

⑴ 「バイオテクノロジーによってつくられた農作物は対象か」

ついて製造物責任の対象とすべきであると思われる」とする見解もある。

であるが、これに対しては「現代のバイオテクノロジーにおいては自然力と工業的手法の区別は極めて曖昧になって この問題への回答は、「基本的に自然の力を利用して生産されるものであり、製造、 加工に該当しない」旨の説明

いる」として反対の見解がある。今後の検討が必要な事項である。(氮) しかるべき対応策の下にむしろ対象とすべきなの

(4) 「化学肥料で水耕栽培された農作物は対象か」

であろう。

同 右③

(I) 「農薬や配合飼料が原因で農産物に生じた欠陥の責任は」

策をとるとして消費者保護のためにはこの見解に賛同したい。 を負うのが原則であろう」とする見解もあり、この問題も今後の課題であるといえる。農業生産者へは何らかの対応 料が原因で農産物に欠陥が生じた場合は、農薬や配合飼料メーカーの製造物責任とは別に、農業生産者も製造物責任 ここでの回答は、 一般的には、農業生産者に責任なしというものであるが、「農業生産者が使用した農薬や配合飼

(16) 「養殖のノリ、水耕栽培、養殖水産物は製造、加工か」

例としては「養殖ノリ」であるが、「自動車や家電製品をつくるようにノリをつくっているわけではない。『水耕栽 この問いに対しては 「農水産物の工業に近いような生産が行われた場合にどうなるのか」という問題で、 代表的

殖 加工に該当する」とする意見もあり、 ノリを『ノリのつくだ煮』にすると加工になる」という回答がなされている。 (33) 『養殖水産』 も同じで、 あくまで生物が持つ生命力を利用して生産をしてい 産業界に対する何らかの対応策をとることを条件に、 る。 「養殖によって飼育された海 これらは製造に当たらな この意見に賛同した 産 物 は 養

∭ 「冷凍過程で細菌が混入したらどうなるのか」

か。 用して出荷した場合は加工に含まれよう」(36) では消費者として困る」という質問 い」という旨の答弁なされ 業として大量に急速冷凍あるいは急速乾燥する過程で細菌が混入した場合に冷凍だから対象外であるとい てい る。 35 反面、 (問題提起) (伊東秀子委員) に対して、「冷凍、 「農水産物を採取後に冷凍、 という指摘もある。 むしろ、 乾燥、 この指摘の方が素直な法解釈ではなかろう 品質保持のためポス 乾燥であれば 1 加工に当たらな ーベ ス 、トを使

(18) 「電気は対象にならないのか」

法上は、 の過程でも同様な議論をして電気は有体物ではないという理解に立っている」と説明されている。 と説明されている。 電気は対象外であるというのが一般的な解釈である。 電気窃盗などでとり締まるために動産とみなされているが、 「民法上において電気は動産と解されているのではないか」という質問に対しても これについては、「対象を動産に限定した場合、 民法上はやはり電気は動産に含まれてい 電気の欠陥として 「本法の検討 電気は、 な い₃₇ 刑

う意見もある。 想定されるのは (19)電気等の無形エ 無形エネルギー等は対象外か」 EC指令は電気は対象である旨定めている 「電圧やサイクル数の異常」 ネ ル イギー (熱 磁気、 放射線) であり、 は無体物であり、 「電力の不給付は含まれない」。 (第二条)。 有体物である有形エネ 電気も対象にすべきであるとい ルギーと異なり、 対 象外

である」、「これらのエネルギーはその発生機器の形で流通しているのであり、(w) 能性というメルクマールで物として取り扱うことも可能であるので法律に明記した方がよかったのではないかと思わ 限定することによって、無形エネルギーを当然に排除しているとするのが政府委員の説明であるが、解釈上は管理可 ことにより処理することが適当である」と説明されている。しかし、このような見解に対しては、「対象物を動産に 当該機器を製造物責任の対象に含める

20 「漢方薬品は対象になるのか」

れる」とする意見がある。なお、「ガス」は有体物である。(⑸

それを粉にして散剤としてあるいはお湯に煮出しして利用する形でなされており、漢方薬は対象になる。 『乾燥しただけのもの』とか、『シカの角』みたいなものは対象外になる。」問題はなかろう。 漢方薬はおもしろい事例で、 かなり明確でもある。「漢方は原料がいろいろあり組み合わせて処方として用いる。

② 「血液製剤やワクチンは製造物か」

に付されている。 剤 衆参議院の商工委員会における審議において大きな議論がなされたが、 血漿分画製剤) は、 加工された動産に該当し、 製造物に該当するという結論に至っているが、 結局、 血液製剤(全血製剤、 附帯決議それぞれ Щ 液成分製

② 「中古品は対象か」

が確認しにくいこと、②中古品販売者による点検、 の責任を負う。 は加工した製造業者が、当該製造物を引き渡したときに存在した欠陥と相当因果関係にある損害については損害賠償 「中古品といえども製造又は加工された動産に該当する以上は、 ただし中古品として売買されていたものについては、 修理や整備などのサービスが介在するということ(つまりこのよ 製造物責任法の対象になり、 ①以前の使用者の使用状況や改造・修理の 当該製造物を製造又 状況

L P うな場合においては、 n 0 に判断されることになる。」この説明でよろしいものと考えるが、(⑻ 11 からの検討、 ケースも多いことがある。 なかったときは責任を負わなくてもよい)、③製品の安全使用に不可欠なマニュアル等の逸失や警告ラベ PS活動の具体的な方法論には、 対応事項である。 製造業者は当該中古品となっている製造物を自らが引き渡した時点においては欠陥が存在して 裁判においては製造業者の責任の有無についてはこういった全体の事情を踏まえて慎重 回答が準備されていない。 企業にとっての中古品の安全対応策につい つまり、 効果的な対応策が見付かっ て しつ な ル ての の 損 P 傷

② 「廃棄物は対象か」

検討 る。 な物は中古品として取り扱われる」。 とする見解については、 ここで問題になるのは、 「製造物とは解されない。」反対の意見もある。ただし、「再度、(%) 製造物責任の適用は別途の問題としても、 産業界としては、 旦製造業者等から引き渡された なお、 直ちに賛成できる性格のものではなかろうが、 製造物の廃棄に当たっての安全性を製造物の安全性に含めて考えるべき 製品安全努力の対象にすべきである。 (本法三条参照) 製品として流通に置 製造物で、 か ζJ その後廃棄され れる物もあり、 ろいろなケースを謙虚 このよう た物であ

- 1 議録平成六年六月六日第一号三頁。 林桂 一説明員 (建設大臣官房政策課長)、 国生審報告一七頁 第百二十九回国会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査会
- $\widehat{2}$ 範囲」ジュリスト一〇五一号 加藤雅信 「『製造物責任法案』とその問題 (一九九四年) 二四頁。 ―よりよき法のための修正を求めて― 三五頁。 松本恒雄 「製造物の 意義と
- (3) 坂本導聰政府委員・前掲註(1)会議録第一号三頁。国生審報告一七頁。
- 4 梅野捷 一郎説明員 (建設大臣官房審議官)、 第百二十九回国会参議院商工委員会会議録平成六年六月二〇日第七号一九頁。

- 5 梅野捷 郎説明員・前掲註(4)会議録第七号一九頁。
- $\widehat{\underline{6}}$ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課他六省執筆・編集『製造物責任法の解説』(平成六年)
- 7 浦川道太郎「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号(一九九四年)一七頁。 杉浦英樹 「製造物の定義(第二条第一項)」日本弁護士連合会PLシンポジウム資料二〇頁。
- $\widehat{9}$ 梅野捷一郎説明員·前掲註(4)会議録第七号一九頁。

 $\widehat{8}$

- $\widehat{10}$ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課他六省・前掲註(6)三頁。
- 11 坂本導聰政府委員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号二七頁。
- 12 浦川道太郎・前掲註(8)一七頁。
- <u>13</u> 国生審報告一八頁。
- $\widehat{14}$ 浦川道太郎・前掲註(8)一八頁。
- 15 松本恒雄・前掲註(2)二七頁。
- $\widehat{16}$ 大隅満説明員(農林水産省食品流通局消費経済課長)・前掲註(1)会議録第一号八頁。
- <u>17</u> 国生審報告一七頁。
- 18 大隅満説明員·前掲註(1)会議録第一号八頁。
- 本田浩次説明員(農林水産大臣官房審議官)・前掲註(4)会議録第七号一九頁。

19

- $\widehat{20}$ 松本恒雄・前掲註(2)二四頁。
- 21 国生審報告一七頁。
- 22 本田浩次説明員・前掲註(4)会議録第七号一九頁。 大隅満説明委員・前掲註(1)会議録第一号八頁。
- $\hat{2}\hat{3}$ 浦川道太郎・前掲註(8)一七頁。
- 24 松本恒雄・前掲註(2)二四頁。
- 25 大隅満説明員・前掲註(1)会議録第一 号八頁。本田浩次説明員・前掲註(4)会議録第七号一九頁。
- 26 大隅満説明員・前掲註(1)会議録第一号八―九頁。
- 27 小林秀之責任編集 『製造物責任法体系II』(弘文堂、 九九四年) 九三五頁。
- 28 松本恒雄・前掲註(2)四頁。

49

- 29 本田浩次説明員・前掲註(4)会議録第七号一九頁。
- 30 松本恒雄・前掲註(2)二四頁。
- 31 本田浩次説明員・前掲註(4)会議録第七号一九頁。
- 32 松本恒雄·前掲註(2)二四頁。
- 33 大隅満委員・前掲註(1)会議録第一号九頁。
- $\widehat{34}$ 杉浦英樹・前掲註(7)二〇頁。
- 35 坂本導聰政府委員・前掲註(1)会議録第一号一三頁。
- 36 杉浦英樹・前掲註(7)二〇頁。
- 37 升田純説明員・前掲註(11)会議録第五号二七頁。 升田純説明員・前掲註(11)会議録第五号二七頁。
- 39 国生審報告一八頁。

38

- 山口正久『入門PL法』(日科技連、 一九九四年)一〇八頁。
- 43 国生審報告一八頁。 通商産業省消費経済課編「製造物責任法の解説

この背景については、

通商産業調査会 (一九九四年) 六六—六七頁。

杉浦英樹・前掲註(7)二二頁。

 $\widehat{42}$ 41 $\widehat{40}$

- 44 国生審報告一八頁。
- 松本恒雄·前掲註(2)二四頁。
- <u>46</u> 45 矢野朝水説明委員(厚生省薬務局企画課長)·前掲註(11)会議録第五号二七頁。
- 47 衆参両議院商工委員会における厚生省、 経済企画庁答弁。 通商産業省産業政策局消費経済課· 前掲註(42)六九—七二頁参
- 照。 国生審報告一七—一八頁参照。
- 48 坂本導聰政府委員・前掲註(1)会議録第一号一六頁。国生審報告一九頁。

通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲註(4))、七三頁。国生審報告一九頁。

- 50 杉浦英樹・前掲註(7)二〇頁。
- 51 国生審報告一九頁。

52 おく必要がある。 松本恒雄 · 前掲註(2)二七頁。 この二七頁に記載の事例への対応策を実際的なものにするために産業界としては十分考えて

第二条(定義)第二項(欠陥の定義)

2 この法律において 「欠陥」 とは、 当該製造物の特性、 その通常予見される使用形態、 その製造業者等が当該

製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠い

ていることをいう。

解説・

な欠陥概念、 法過程における議論をとおして欠陥概念の明確化、 基準」(欠陥をどのように判定するのか) 「予見される使用形態」、③ 「欠陥判断の基準」として、①「製造物の特性」(EC指令は、これに変えて、「製造物の表示」を挙げている)、 製造業者等にとっても、 欠陥判定基準を示した。ところがこれについては消費者側からの反対が強く、 消費者 「製造業者などが製造物を引き渡した時期」 (被害者) の問題が製造物責任法における最も重要なものとなる。 にとっても、「欠陥概念」(欠陥とは何であるのか) 具体化を要求し、 国生審報告は下記に述べるようにかなり具体的 の三つの基準、 要素を定めたにとどまって 製造物責任法においては の問題と「欠陥判定 産業界は本法の立 2

7

「欠陥概念は裁判の規範であると同時に消費者あるいは事業者一般にとって行為規範ともなるわけで、

国生審報告が提示した欠陥概念の要件、

要素について政府案がこれを削除したことについ

極力わり

かり

ひと

る。

立法に当たっては、

<u>る</u>② 能されるわけである。 し 能するわけであるが、 行ってこれらの三つを例示している」(ド) 要となる。 ように、 やすくするということが一 てこれによりまして製品の安全性向上につながるという意味では製品事故の未然防 という説明がなされている。 あるい 製造物責任の要件の判断の際の代表的な考慮事情については共通性、 は立証負担が増加するようなことがないように、 そのような意味では、 やはり事故防止あるいは裁判外での紛争処理に当たっても種々勘案される行為規範としても機 つの大きな要請となってい と説明している。 消費者にとっても企業にとっても予見可能性あるい る。 欠陥概念については また同 という被害者の救済の要請とがあり、 .時に裁判という関係になるわけで争点が 「欠陥の概念は、 重要性、 正に 中立な表現を念頭に工 ₺ 極めて重 主に裁判規範とし は透明 要なもの 性を高 ح 拡 0) 調 散 整 とな て機 一夫を が必 そ

るが、 か これらの疑問は、 とは具体的に何なのか」、 製造物」 本条項につい (5) これらの疑問に対する回答は、 「゛通常予見され を前にして、 ては、 将来に向かって製造物の安全性を確保していくための企業の製品安全活動におい 上記のように説明さ 次のような疑問がでてくる。 (3) る使用形態が 「"安全性"とは具体的には何なのか」、 個々の裁判事例の中から判例の積み上げによって構築してい とは何 れては かし、 (6) しり るが、 (1) 「沁通常、 「〞通常有すべき安全性〟 現実の とは何 係 (4) 争に かし、 「製造物の お (7) ζį ては、 「デ見され とは何 ″特性″ 製造物責任 かし、 る使用形態が とは具体的 (2)事 故 ても 「通常有 かなけ を引 同 に何であるの とは何 き起こした n ばならな

示すなどして欠陥概念を可能 いことになる。 国生 (1)審報告は 一本条と国生審報告における六要素または 「欠陥の 0) 判 断 な限り明確化することが望ましい」とし、 0) 基準ない 要素をEC指令が示すC要件 九項目の関係 か ん 具体的には次の六つを例示して 行記 0 (通り) 以外にも重要な Ł る。3 0) が (1)あ 製品 n

ては、 考慮して、 物についての表示、 発生防止の可能性、 の効能 の考慮すべき事項を挙げている。ここでの三つの考慮事項と国生審報告の九項目の関係が問題になるが、これについ の事情)となる。 「九項目のうちのそれぞれはこの三つの概念の中に含まれ」、「このような概念を総合的にかつウエイトづけを(キ) 有用性、 個別の裁判において欠陥の有無が判定されることになる」と説明されている。 (2)製品の価格対効果、 国生審報告は、 (2)製造物の合理的に予見されうる使用、 (6)製品の通常使用期間・耐用期間など。 結局、 計九つの基準ないし要素を例示しているといえるが、 (3)技術的実現可能性、 及び3製造物が流通過程に置かれた時期 EC指令 (第六条) (4)被害発生の蓋然性とその程度、 が示す三つの基準、 個々の問題として、下記を 本条においては、 (5)使用者による損害 要素は、 (を含むすべて (1)

② 「本条の三つの考慮事情と国生審報告が掲げる九項目との関連いかん」

参照。

欠陥の判断がなされる」と説明している。 者による損害発生防止の可能性』等があげられる。 き渡された時期』、 らも含まれるに過ぎない。 わせて、このような九項目が、それぞれの事案に応じてウエイトを異にしながらこれらの要素が総合的に勘案されて "製造物の表示」、 この関連については、「″製造物の特性″という言葉の中には、 耐用期間』 が含まれる。 "通常予見される使用形態" 『製造物の効用・有用性』、『価格対効果』、『被害発生の蓋然性とその程度』、『製造物の通常使用 あるいは この点は重要な政府答弁である。 『技術的実現可能性』 つまり、 等が挙げられる」として、「九項目を三つの例示要素に配分し、 国生審報告の九項目は、 〝製造業者等が当該製造物を引き渡した時期〟 には『製造物の合理的に予見される使用』、『製造物の使用 製造物自体が有する固有の事情ということがあり、 欠陥の判断要素となるのではなく、これ には 『製造物 が引 あ

③ 「考慮事項は被害者が立証責任を負うのか」

立証責任が加重されるようなことはない。」これも重要な政府答弁である。 0) か注目を要する。 「これらの考慮事項の例示は、 被害者に立証責任を負わ せるもの っでは な 61 果たしてこの見解を裁判所が受け入れ 欠陥 の考慮事項を例示することに により

(4)製造物の特性 とは何 か

る。 論 なったとしても欠陥責任を問えない結果になる」。この例示は、 比較考慮)」、 製造物の特性とは、 の適用でもよいのであろうか 従って、 「豆腐などの食品は性格上に日持ちが 価 格対効果」、 製造物自体が有する固有の事情であり、 「被害発生の蓋然性とその し ない 程度」、 ために常温で長時間放置してい 「製造物の表示」、「製造物の効用 「製造物の V わ ゆる 「明らかな危険 通常使用 用期 間 (patent danger) | たも 耐 用 期 のを食して食中 有用性 間(8 等 が 挙 危険 の法 げ との

毒

理

5

(5)通常予見される使用形態とは何 かか

用 者 防止の可能性」 であろう。 としても、 通常予見される使用形態という概念の中には、 (被害者) ナイフの通常予見される用途を逸脱しているために、 0) 等が挙げられる。 誤用 (misuse) 従って、 の法理論」「危険の引き受け 「折り畳みナイフを罐切りとして使用している際に柄が 「製造物の合理的に予見される使用」、 欠陥責任を問えないことになる」。 (assumption of risk) の法理な 製造物の 論 折 使用者による損 この例示 0 れて手を切っ 適用となる は 使 た

(6)その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期とは何 か

き渡され 製造業者等が当該製造物を引き渡した時期におけ た時点の社会において要請される安全性の程度等)、 る事情であり、 『技術的可能性』 『製造物が 引き渡され (安全規制の状況、 た時期』 代替設計の採用 (当該製造物 が引

後における科学又は技術の進展に伴い製造物に内在する危険性が明らかになったりしたような場合はどうなるのかと ていることをもって欠陥と評価してはならないことになる」。この例示は、(※) 可能性) いう問題が、 などが挙げられる。」従って「一五年前に製造・販売され、 「開発危険 (development risk)」、「技術水準 (state of the art)」の問題などとの関連においてでてく 現在使用されている自動車に安全べ 適切であると考えるが、 製造物の発売 ル トが 欠け

(7) 「その他の当該製造物に係わる事情とは何か」

また、下記の「第四条第一号の解説」も参照して欲しい。

る。

ばらつきの状況(アウスライサー)、天災等の不可抗力の存在などが考えられる」。 "その他の事情"としては、 「危険の明白さ (当該製造物の使用方法に係わる認識程度等使用者側の事情)、 製品

(8) 「製造物の表示と欠陥の関連は」

ども、 えば、 機のふたをあけると脱水槽の回転が停止するような洗濯機が極めて広く現実に普及したと仮定すると、 容を含めて欠陥の認定が行われることになる。 防止するための指示・警告に関する表示がこの場合には極めて重要な意味を持つ。こうした場合に表示の有無及び内 法において使用していないのか」という質問に答えて、「警告表示あるいは指示といったものの意義を考えると、 合に脱水槽の回転が停止しないような洗濯機がでてきたとすると、 いうことになるとこれはまた事案に即して表示の適性が問題になるものと考える。 製造物の表示は、 社会的効用があるゆえに市場にだされている製造物があるというような場合がある。 所定の用法を守らないと副作用が生じる薬のように、 〝製造物の特性〟という概念の中に含まれる。「EC指令の〝製造物の表示〟という文言をなぜ本 他方、 その表示の内容については、 設計上又は製造上完全に除去し得ない危険性があるけ このような場合に設計又は製造上除去し得るよう また、仮定の話ではあるが、 表示をつけさえすればよいの 事故の発生を消費者側で このような場 洗濯 かと 例

かと思われる」という詳細な説明がなされてい な危険性が除去され てい ない製造物について、 これまた表示を行ったとしても欠陥があると考えられる場合もあろう る。

(9) 「欠陥の有無の判定の時点はどこか」

るか否かが判断されることになる。」 存在してい 欠陥 の判断の基準となる時点は、 たか否かが判定されると共に、 製造業者等が製造物を引き渡した時点である。 この時点に存在した社会通念に照らして、 「この時点で欠陥にあたる事 通常有すべき安全性を欠いて 実が

(10)「国の安全基準に適合している製造物の欠陥の責任は誰が負うの か、 国の責任は

準に適合している製造物の欠陥の責任は当該製造業者等の責任となる。この製造物責任は、 基づく国家賠償責任を負うと考える。」 故意または過失が認められるというような場合は、 発生の間 責任、国家賠償というものとはリンクしないと考えるべきである。安全基準の不備あるいは事故の原因である欠陥 の責任を免責するものではない。 欠陥製品事故の発生において、 に因果関係があるとか、 「国の安全基準は製品の最低の基準を定めたものにすぎない。 当該製造物が法令の定める安全基準に適合しているという事実は、 あるいはそのことについて国家賠償法第一 製造業者等の製造物責任の有無にかか 条にある公権力の行使に当たる公務員 わらず、 国の安全規制と国 従って、 国が国家賠償法に 国の安全基 0 賠償

(1) 「製造上の欠陥も有責か」

製造上のばらつき(アウスライサー) による損害についても賠償責任を負う。」

(12) 「欠陥部位の特定が必要か」

被害者が製造業者等の製造物責任を追及し、 損害賠償を求めようとする場合、 製造物の欠陥の存否の主張 立証は

被害者の責任であるが、 について納得が得られる程度の主張・立証で足りる」としている。 たかを明らかにすることが求められる。 立証で足りる」と考えられる。 その欠陥部位の特定の程度は 当該製造物のどこに欠陥があったか明確にすることが必要か否かが問題となる。 「製品の特性も考慮して、 国生審報告は、 この場合、 被害者が行う主張、 その特定の程度は製品の特性も考慮して、 社会通念上欠陥の存在について納得が得られる程度の主張 立証の際、 反対意見もあり、 「基本的には製品のどこに欠陥があっ 今後の重要な争点の一つであ 社会通念上欠陥の存在 この場合、

(13) 「天災などの不可抗力に有責か」

る。

製造業者等は当該欠陥について責任を負わないと考えられる。」 を負わないと考えられる」。また、「製造業者等が当該欠陥を有する製品を供給しないとの選択が可能な場合を除き 般的に、天災等の不可抗力にのみ起因して製造物に係る事故が発生した場合には、製造業者等は損害賠償責任

(4) 「国生審報告が示す欠陥判断基準は」

害が生じたとしても欠陥に当たらないと解するのが適当である。 すべきである。 より安全な製品が上市されたこと、 の基準とすべき主体を通常人とすべきである。 はそのほとんどが採用されていないが、 とだけを根拠として欠陥があると認定すべきではない。 国生審報告が製造物に欠陥が存在するか否かを判断する際に留意を要する事項として挙げている (3製造物の特性が既に消費者に認知されている場合には被害者の不適正な使用に起因して消費者に被 当該製造物が改良されたこと、もしくは当該製造物がリコールの対象となったこ 欠陥判断基準の考え方としては参考になる。これらは、 (2)合理的に予見できない誤使用は欠陥判断上、安全性の判断から除外 (5)製品によっては、 (4)より安全な製造物が現に存在すること、また後に 極めて高い有用性のために高い危険を社 (1)欠陥を判断する際 「欠陥判断基

は責任を負わない、等々を含んでいる。 陥が発生した場合は製造業者等などが当該欠陥を有する製造物を供給しないとの選択が可能な場合を除き製造業者等 でない。(7)食品の摂取による被害についてもその特性に配慮する必要がある。 などについては、 れている場合は当該オプションが具備されていないことをもって欠陥があるとはいえない。 会的に許容しなければならないものがある。その代表例は医薬品である。 消費者の特異な体質、 体調と相俟って生じる場合があり、 (6)医薬部外品、 (8)安全性に係わるオプションが用意さ 概にこれを「欠陥」とすることは適当 化粧品による皮膚トラブル 9不可抗力に起因する欠

- $\widehat{\underline{1}}$ 三〇一三一頁。 清川祐二政府委員(通商産業大臣官房商務流通審議官)、 同委員、 第百二十九回国会参議院商工委員会会議録平成六年六月二〇日第七号三三頁。 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号
- (2) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第七号三三頁。
- (3) 国生審報告七—八頁。
- (4) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第七号三三頁。
- (5) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第五号二四頁、三○─三一頁。
- (6) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第七号三三頁。
- (7) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第五号三一頁。
- (8) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第五号三一頁。
- 9 浦川道太郎 「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号(一九九四年)一八頁。
- (1) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第五号二四頁。
- (11) 浦川道太郎・前掲註(9)一八頁。
- $\widehat{12}$ 経済企画庁国民生活局消費者行政第一 課他六省執筆· 編集 『製造物責任法の解説』 (平成六年) 六頁
- (1) 浦川道太郎・前掲註(9)一八頁
- 14) 前掲註(12)六頁。

- 15 清川祐二政府委員、 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一〇日第七号八頁。
- $\widehat{16}$ 坂本導聰政府委員 (経済企画庁国民生活局長)・前掲註(1)会議録第五号三○頁。
- 17 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第五号一八頁。同委員・前掲註(15)会議録第七号八頁'
- $\widehat{18}$ 通商産業省消費経済課編『製造物責任法の解説』(一九九四年) 八九―九〇頁。
- 19 前掲註(12)七頁。
- $\widehat{20}$ 国生審報告八頁。通商産業省消費経済課編・前掲註 (18) 九七頁。
- 21 地判平六・三・二九判時一四九三号、判タ八四二号) 浅岡美恵「欠陥 (第二条第二項)」日本弁護士連合会PLシンポジウム資料三二頁。 参照。 松下電器カラーテレビ発火事件 (大阪
- 22 通商産業省消費経済課編・前掲註(18)九〇頁。
- 23 国生審報告九頁。
- $\widehat{24}$ 国生審報告八—一〇頁。

第二条 (定義) 第三項 (製造業者等の定義)

- 3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- 当該製造物を業として製造、 加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)
- 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示 (以下、「氏名等の表
- 示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者 前号に掲げる者のほか、 当該製造物の製造、 加工、 輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、

当該

製

造

物

0)

製造者等として社会的に認知されており、

ま

た、

この当該製造物を一手販売している場合などが

を該当す

解説

を製造、 らず、 名 会通念上製造業者と誤認されるような表示となっている場合が該当する」とされている。 起因している場合には、 にする旨を定めてい 者と認めることができる氏名、 名などの とを定めてい 7 ポ 任主体になることを定めている。 な 0) (V 1 いくつかの 疑問に対する回答でもある。 製造業者等の定義は、 商号、 る。 ネント、 当該製造物の製造、 販売元というような肩書で自己の氏名などの表示を行った場合であっても、 表示を行った場合、 第二号は、 加 工 商標その他の表示をした者又は製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者が責任の主体になるこ る。 素材、 問題点はあるが、 輸入しておらず、 さらに、 る。 現実に製造物を製造、 原材料等すべてを含む。 部品、 「第三号に規定する表示者とは、 誰がこっ 「第二号に規定する表示者とは、 加工、 肩書を付していなくても、 商号、 第一号においては、 原材料の製造業者等と完成品の製造物の製造業者は不真正連帯債務を負うと考えら の新 本法においては、 又当該製造物に製造業者として自らの氏名、 ここでの製造、 輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、 じい その他の表示 製造物責任法の下にお 加工、 ある完成品である製造物の欠陥がその製造物を構成する部品、 輸入していなくても、 加工、 製造物責任を負う者を製造業者等にしてい ζJ (例えば、 わゆる現実の製造業者(メーカー)、 例えば、 輸入の対象物は 例えば、 例えば、 総発売元、 ζ.) 電気製品に単にブランド名を付することによって社 て製造物責任を負うの スモ 製造元、 ン訴訟における製薬会社の事案のように、 当該製造物に、 ″製造物″ 発売元、 輸 商号などを表示して 入者のような肩書を付して自己の氏 当該表示者が当該製造物と同 であり、 販売元等) 当該製造物にその実質的 その製造業者として自らの氏 か 第三号は、 という責任 加工業者、 . る。 その完成品、 をなした者を責任主体 下記に検討するよう 4) 現実には製造 な 0) 輸入業者が (J 主 部品 にも な製造業 原材料に か コン 種 か 販 責 7 物 0) わ

である一。

る。」これらの表示製造者については「製造者としての外観を付した以上、 あると認められるため消費者の信頼すべきものと考えられることから、製造者等としての責任を負わせることが適当 製造物の危険の発生を防止すべき立場に

(1) 「なぜ製造業者等が製造物責任を負うのか」

考えると「利益を得ているからという理由づけ」は必ずしも適切ではないといえよう。 争いはない。ここでの責任の主体の中心をなす者は当該欠陥製品の製造業者等である。なぜ製造業者等が責任を負う 者を含めた社会全体の問題として製造物責任問題を考えていく視点も残しておかなければならない。ただ、「営利を 被害者の救済という相対立した図式、もしくはゼロサム的な議論からは解決できないケースも存在し、 により利益を得ているものであるという実情を踏まえている」という説明がなされているが、これについては格別の(5) 目的としない反復継続する製造、 はなく、消費者も安全性確保のための主体になり得ること、 のリスクを他に転嫁する手段を持つ者として当然でもある。 のかについては、 確保しているということを信頼してその製造物を利用していること、あるいは(3)製造業者等がその製造物の製造など 造業者等が独占し、 量生産、大量消費という現代社会において①製造物の安全性の確保は、 危険の引き受け等が重要になる。ただ、製造物の安全性の確保は必ずしも製造業者等のみによって達成できるもので 製造物責任法において製造物の欠陥を責任原因として製造業者等に損害賠償義務を負わせることにしたのは、 製造物の欠陥の発生に関与し、製造物の欠陥をよりよくコントロールでき、かつ取引きを通してそ それに依存する度合いが非常に高いこと、 加工、 又は輸入業者に製造物責任を問うのか否か」という問題 製造物責任事故においては必ずしも製造業者等の責任と この点においては使用者、 (2)製造物の利用者は製造業者などが製造物の安全性を 製造物についての知識あるいはその技術を製 消費者による製造物の誤用 とはいえ、 (下記の4)参照)を 般論としては 産業界、消費 大

利益を得ているから製造物責任を負うのだという考え方には説得力がある。

② 「なぜ輸入業者が製造物責任を負うのか」

け のように確保してい め から責任主体に含めることが適当である」と説明されている。 者であること、 て外国の製造者ないし販売者に対する求償権を確保しておけば輸入業者が最終的な損害賠償の負担者にならないこと ればならない。 のものである。 輸入業者が製造物責任を負う理由としては「輸入業者は自己の意思に基づき製品を国内市場に流通させる源泉供給 むしろ、 般の消費者が外国の製造業者の責任を追及するのは困難であること、 くのか、 わが国の輸入業者の海外メーカー、 契約の取決めがないときにどうなるのか、 輸出業者等への製造物責任の求償権を契約にお EC指令も同様の規定を有している。 等の問題についても十分に検討をしておか さらに輸入の際の契約に 消費者保護 しつ てど の お

(3) 「"業として"とは何か」

はないため、 庭 の主婦が趣味で焼いて、 本項第一号の〝業として〟ということは、 その主婦は本法の製造物責任の責任者ではない」。 隣人に配ったクッキーが有毒であったとしてもクッキーの製造を業として行ってい 反復継続して製造、 加工、 輸入をなす、 という意味であり、 従って るの

4)「〃営利を得る目的〃 が要件になるのか否か」

的 従って、国や地方公共団体が非営利で供給している製造物であっても製造物責任法の対象になる。」また、 41 とせず、 は非営利事業であるか否かを問わず、 当該製造物の原材料が有償であるか無償であるか、 有償、 無償を問わず、 試供品も含まれる。 継続し反復して供給されるというものであれば製造物責任法の対象になる。 ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、 あるい はその製造物を製造する業者、 事業者が営利事業あ 「営利を日 最初

行為も業として行われたものと解される」。これに対して、非営利の行為の場合は本法の適用を慎重にすべきである(②) て行うことをいう」とする立場もある。そもそもの製造物責任法の制定が、 件としている。 用できないかとも思われるが格別の理論はなかろう。 は発生し、 して製造物が社会に提供されている以上、営利目的であるか否かを問わず、 物責任事故の被害からの被害者の救済ということを考えると、 配布するために製造したのでなく、 とする見解もある。 欠陥発生に責任を問われ得るものといえよう。 さらに、「業としてとは、 なお、 EC指令第七条のは「製造者等が、その製造物を、 かつ、事業活動として製造又は配布したものでないこと」と定め、 製造、 加工又は輸入行為を〝営利を得る目的で反復継続する目的〟 もし、 反復継続して製造、 製造物責任を免除するのであれば他の法律理論を使 その製造物の安全性を確保してい 欠陥製造物によって引き起こされる製造 営利目的をもって販売他の方法により 加工又は輸入が行われ、 営利目的を要 それ をもっ を通

(5)「完成品メーカーと部品・コンポーネント、 原材料メーカ ーの関連い かん

債務を負う。 メー 負担するのかということとは必ずしも一致しない。 求償訴訟を提起することになろう。 物責任が明らかになるに伴い、 欠陥が乙社から購入した部品に存在していたというケースが通常ありえる。 とはむしろ例外であり、 消費者に引き渡される完成品又は部品等の製造物の構成品のすべてが同一のメーカーによって製造、 カー -のみ、 ここでは、 もしくはその双方を訴えるとしても、 例えば、 甲社のみが被害者から提訴されるのが一般ではあるが、 乙社も訴えられることもでてくる。 甲社の商標を付した完成品である製造物が製造物責任事故を引き起こした場合に、 製造物責任訴訟においては、 誰が被告になるのかということと、 被害者 乙社が訴えられないときは、 (原告) この場合には、 が完成品メー 訴訟審理の過程において乙社の 誰が最終的に製造物責任を 甲社と乙社は不真正連帯 カーの 甲 社は乙社に対して み、 加工されるこ または部 製造

ング

ワ

が

なけれ

ば通常は有り得ないと考えてよい。

次の(7)

も参照。

(6) 「OEM取引き、PB取引きのメーカーと客先の関係いかん」

とが 先、 て、 標、 は、 造 は殆どない。 起 をしなけれ 約によって何らかの合意を行うことは非常に難しい。 ま ひコ れ 因 たは 物責任訴訟の提起に対して受けて立つことが要求されるが、 てくる 0 それら (本条第三項一号該当として)。このことは、 P 現 す 最善の策である。 表 Ε 実の る事故により損害が発生しても、 現実のメーカーに対する求償訴訟になろう。 示 B業者の立場で考えると彼等としては自らの責任が何ら M が O E (本条第三項二号参照) (Original Equipment Manufacturer) 製造業者であるが、 ばならない の製造物の欠陥によって製造物責任事故が発生した場合は、 つまりは、 M客先 必然性は、 しかもバーゲニング・パ (OEM生産の委託者)、 製造物責任は最終的には殆ど課されないことになる。 本来自らが が、 現実の取引きにおいては必ずしも存在しない。 OEM製品、 設計上の欠陥、 負担すべき製造物責任を客先に転嫁することは、 ワーも強い。 OEM製品、 PB業者 製品、 現実のOEM、 PB製品の現実のメーカーの製造物責任が免責され 現実に製造物の設計、 製造上の欠陥、 P В 彼等の (マス・マーチャンダイザー PB製品に商標 かの 実質的な訴訟は現実の (private が形で加重 PB取引きにおいて製造物責任の分担につい 側から積極的に製造物責任につい 当然ながらそれらの者の製造物責任が追及さ 警告上の欠陥 brand) 重されるのであ 製造、 従って、 表示を付した者は、 製品 なぜなら、 警告・表示を担当しない メーカー 0) に 何ら 6 お など) ず れば何らの約定をし ٧J か ħ 余程の何らか 購入した製造物の 7 を巻き込んだも の約定が必要であ 12 は **(**) お ものとなる。 しょ 当該 被害者か ても て何ら るわけでは 製 のバ 自ら 造 O か 物 欠陥 の約定 1 0) な E ら るの 関与 M て契 従 0) 0) に 客 な 商

(7) 「取引き契約による製造物責任の制限、排除はできるのか」

消費者との関係にお ŲΣ て製造業者が自らに課されてい る製造物責任を制限 したり、 排除 したりすることは、 公序良

띪 製造物責任を制限したり、 俗 か 違反 5 Ì b P ネント、 B 製品 困難な部品、 (民法第九〇条) として無効であると解されているが、 原材料を供給するメーカー の メー カー 原材料メーカー (丙社) 排除することは原則、 にとっては重要となる。 (乙社) (乙社)、 にとっては契約面からのPLP対策としてこの責任の制限、 有効である。 客先の設計仕様・注文に従って製造物を製造、 特に、 例えば、 企業間の取引契約においては、 自らの製造物の安全対応が設計の 完成品メーカー (甲社) 当事 に対して部品 者の一 加工する〇 面からも警告の 方が自らの 排除を考え E M コ 製 面

(8)輸入業者による海外の製造業者に対する製造物責任の求償はどうなるの か てみる必要がある。

また、 る。 準拠して日本の裁判所に訴えるときに直面する当該メーカー等に対してわが国の裁判管轄権が及ぶの 欠陥から製造物責任事故が発生したときに被害者をより迅速にかつ適切に救済するための政策的な配 対人管轄権、 ていくかである。 輸 被害者との関係はこれでよいとして、 入業者が製造物責任を負うべきであることは、 格別の契約上の取決めをしていなかったときにおいて輸入業者が当該海外メー 対物管轄権、 ここにおいても当該メーカー等との輸入購買の契約における製造物責任条項が重要なものになる。 裁判管轄権等についても十分検討しておく必要がある。 問題は、 輸入業者が日本市場において製造物を流通させ、 輸入業者の海外のメーカー等に対する求償権をどのように確保 カー等を日 本の製造物責任法に 当該輸入製品 かという問題 慮 の 要素も あ

⑨ 「製造物責任を課されていない関連業者は何か.

外されてい 事する者、 製造物責任の主体を製造物の製造、 保守· る。 つまり サービス業者等のように米国の厳格責任法の下で責任を問われてきた業者が責任主体の 「賃貸・リース業者」、「設置 加工、 輸入として把握すると製造物を単に販売する者、 ・修理業者」、「梱包・運送・倉庫業者」等も対象外になる。 製品の据付 対 設置に従 象から除 販 売

は、 の考え方は、複雑化する流通において被害者を救済するためには不可欠であるといえよう。 グループ法案は、EC指令と同じ立場をとっており、 業者が製造物責任を負わないという点については米国の厳格責任法理論においては、 に製造物責任を負い、 製造物責任を負う(EC指令第三条第三項)。これまでのわが国における多くの法案は例えば、 EC指令においては 「製造物の製造業者を特定することができないとき」に限って、 他の法案も販売業者を責任の主体として考えている。 販売業者は製造業者と同じよう 私法学会報告者 E C 指令 販売業者

∭ 「販売業者に製造物責任が課されない理由いかん」

せられる、それにより損害賠償を負わせられる可能性があるというのは法律的にみて問題がある。」(い 履行責任を追及できる可能性もあり被害者救済はできる。」「自己が製造していない製造物について製造物責任を負わ 販売業者は直接の買い主との関係では直接的には契約関係があり、 事案によっては瑕疵担保責任 ある V) は 債 務不

- (1) 国生審報告一九頁。
- 3 2 清川祐二政府委員、 清川祐二政府委員・前掲註(2)会議録第七号五頁。 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一〇日第七号五頁
- (4) 国生審報告一九頁。
- $\widehat{\mathbf{5}}$ 升田純説明員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号四頁。
- (6) 国生審報告二○頁。
- 7 合会PLシンポジウム資料四六頁。 太郎「PL法とはどんな法律か」法学セミナー四七八号一九頁。中村雅人「製造業者等の定義(第二条第三項)」 坂本導聰政府委員、第百二十九回国会参議院商工委員会議録平成六年六月二〇日第七号九頁。 国生審報告一 日本弁護士連 九頁。 浦川
- (8) 浦川道太郎・前掲註(7)一九頁。
- 9 輸血用の血液製剤についての質問につい て、 坂本導聰政府委員、 第百二十九回国会参議院商工委員会会議録平成六年六月

二〇日第七号九頁。

- 10 物責任法の解説』(一九九四年)一〇六頁。中村雅人・前掲註(7)四六頁。 川口康弘「製造物責任法の成立について」ジュリスト一〇五一号(一九九四年) 四八頁。 通商産業省消費経済課編 『製造
- 11 造物責任法体系Ⅱ』(弘文堂、一九九四年)四○頁。 「善意の行為(例えば、ボランティアによる継続的な製品の供給等)に悪影響を及ぼしかねない。」小林秀之責任編集 「製
- (1) 山本康幸「注釈製造物責任法」(ぎょうせい、一九九四年)五七頁。
- (1)) 通商産業省消費経済課編・前掲註(1))一一○頁以下参照。
- (14) 清川祐二政府委員・前掲註(2)会議録第七号五頁。
- 19) 升田純説明員・前掲註(2)会議録第七号五頁。

第三条(製造物責任)

製造業者等は、その製造、 加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物で

身体又は財産を侵害したときは、

これによって生じた損

害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、 この限りでない。

あって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、

解説:

過失責任を定めるもので、製造業者等 本条は「製造者等の過失」を責任要件とする過失責任から「製造物の欠陥」という製品の性状を責任要件とする無 (第二条第三項の定義のとおり)によって、引き渡された。(下記の①参照)

製造物 (第二条第一項の定義のとおり)の "欠陥》(第二条第二項のとおり)により発生した"損害》(下記の⑸以

製造物自体の損害を含めることはアメリカの厳格責任の法理論、 下を参照)を当該製造物の製造業者等は、 に他人の生命、 身体または財産の侵害に至ったときは当該製造物自体の損害も含めて賠償しなければならない 賠償する責めに任ずる旨を定めている。 EC指令とは異なる。 損害の発生が当該製造物自体と共 当該

(1) 「引き渡された、とはどのようなことか」

ζ. γ.γ は、 条第二項)、開発危険の抗弁 出荷が該当するが、 易の引き渡し、占有改定、 留保したままリー ここでいう「引き渡し」 そ れぞれの条項の解説を参照) スによってユーザーに提供する場合も引き渡しに該当する」とされる。 製造物が何時引き渡されたのかということは、 には「製造業者等などによる自己の意思に基づく占有の移転であり、 指図による占有移転等を含んでいる」と解されており、「製造業者等が製造物の所有: (第四条)、一〇年の責任期間 自らの製造物の引き渡しの時点を明確にする手段を講じておかなけ (第五条)等において重要な意義を持つために 製造物責任法の適用 (附則)、 産業界からみるとい 現実の引き渡し、 欠陥の認定 ればならな (詳しく わ (第二 ゆる 権 簡

(2) 「盗まれるのは引き渡しか」

まれた製造物の欠陥により生じた損害について当該製造業者等が責任をおわされることはない」。 製造業者等の自らの意思によって引き渡されることが要件になるため 「例えば、 製造業者等の倉庫 から出荷前 に 盗

(3) 「引き渡しは、有償か、無償も含むのか」

「有償、無償を問わない」。

(4) 「引き渡しの相手方は誰か」

「引き渡しの相手方は、 部品製造業者等の場合であれば最終製品の製造業者等が含まれ、 必ずしも販売業者や消

費

者に限られない。」この通りと解するが、実務的に大切なポイントである。

(5) 「損害の範囲はどうなるのか」

入院費用、 て処理される。 より民法の規定が適用されることになる。 通院費用、 人の生命、 従って、例えば、身体に対する侵害(傷害) 等のほか、 身体、又は財産の侵害により生じた損害となる。損害賠償の範囲については、 治療に通常要する期間の休業補償相当額なども合理的な範囲で含まれることにな つまり、民法第四一六条の規定を類推適用し、 が発生した場合、 賠償すべき損害の内容には、 相当因果関係の法理によ 本法第六条に

(6) 「慰謝料(精神的損害)は損害に含まれるのか」

加害者の故意あるいは過失の程度という事情が通常考慮される。」 活水準、 して算定される。 が認められている。慰謝料の損害額の算定については、 害があったもの(実費、 不法行為に基づく損害賠償を請求できる範囲は、 社会的地位、 その場合の諸般の事情というのは、 さらに、 実損) の賠償を認めることになる。その中には、 加害者側の社会的地位、 民法第四一六条の規定を類推適用して算定しており、 例えば、 職業、 個々の事案に応じて衡平の観念に従って、 年齢、 被害の内容あるい 不法行為が行われたときの動機、 精神的な苦痛 は程度、 (慰謝料) 被害者の年齢 諸般に事情を考慮 に対する損害賠償 加害の状況 被害者の生 実際に 損

⑦ 「事業者損害は損害に含まれるのか」

担がかかるおそれがあることから製造物責任の損害から除外すべきではない 含まれることは文言上明らかであるが、 本法においては、 損害は個人消費者について発生した損害に限定されておらず、個人事業者、法人事業者の損害が 「事業者損害は莫大となることがあり賠償義務を負う製造業者等に過 か」という考え方がある。 だが、 事業

る。

説明されている。 ることになる。 あるかどうかというその二段階の判断の枠組みを通じて、 などの諸般の事情を考慮して、 者損害を含めることについては、 今後、 製造物責任が認められても事業用損害につい 通常損害であるか特別損害であるかを判断し、 事業の内容、 得べかりし利益 製造物の欠陥と相当因果関係のある損害の の内容、 て損害の範囲が不当に拡大するおそれ 性質、 特別損害である場合は、 事故の態様、 被害者と加害者との みが対象とされ 予見可能 は 性 関 と が

(8)純粋経済損失も含まれるのか

釈の結果として、 に拡大するおそれがあることから賠償すべき損害の範囲に含めることは適当でない」(②) |生審報告は 民法の相当因果関係の範囲内であれば営業損失等の純粋経済損失も含まれることになる。 製品 の欠陥に起因する店舗 の閉鎖による休業損害等の純粋経済損害を認めると損害の と指摘しているが、 範 前記 (7) 开 が 無 限 0) 定

(9)事業者間の製造物責任訴訟が増加するのではない か

(にも触れているがこの可能性はあるものと考える。

(10)製造物自体の損害はどうなるのか 先

多い。 に の製造物 ついては 製品事故による損害が当該製造物の損害にとどまるときは、 品 質上 自 体の 「製造物に欠陥があったとしても拡大損害が発生しておらず、 の)瑕疵につい みにとどまる場合は、 ては契約責任 欠陥と結果に至らない (債務不履行責任) という品質上の 瑕疵担保責任) その損害賠償については本法の適用は その製造物の欠陥によって生じた損害が 報疵の区別 によって救済できる」 が事実上微妙 と説明され で困難な場合が て 理 そ

ない。

この

(11)付加。 金 免責額、 責任限度額 0 取扱い

任限度額の設定」及び 国生審報告が触れるように、 「免責額」 付加金 についての規定がないことは被害者にプラスである。 (懲罰的損害賠償) の定めはなく、この点は産業界にはプラスであろう。「責

(22) 「証明責任はどうなるのか」

る。 存在、 政府としては、 点については 者側におくことは、 張・証明する民事訴訟の原則に立って策定されたものである。」従って、本法においては被害者、 ればならない。 た独立の条項を有しているが本法は有していない。「本法は、 することにより、 Z 果たしてこの期待通りに裁判において事実上の推定などが現実に活用されてくるのか注意深く見守っていかなけ 0 (b)損害の存在、 問題は立法段階から最も深刻な議論をよんだ争点の一つである。 「本法案では、立証責任については、 この問題は次の心に関連している。 裁判において個々の事案の内容、 事案に即し、 推定規定の排除を意味し、被害者の負担が大きいものになるという不利益は避けられない。 (ご欠陥と損害の因果関係の存在について証明しなければならない。 公正に被害者の立証負担の軽減が図られることを期待する」という説明がなされて 証拠の提出状況等に応じて、 原告が責任原因を立証するこれまでの原則が維持されているが、 権利の発生を主張する者が具体的な権利発生事実を主 EC指令第四条は、 経験則、 事実上の推定等を柔軟に活用 このように証明責任を被害 被害者の立証責任を定め 原告側がa)欠陥 0

⑴ 「製造物責任法と証拠開示等の手続き規定との関連は」

設けるべきはないか」 委員会に 者救済のための法律として十分生かされるためには、 実体法としての製造物責任法に訴訟手続規定をいれていくことには無理があると思われるが、 おける審議の過程での「製造物責任について特別に証拠開示あるいは証拠の収集を容易にするような手続 という質問に対して、「製造物責任だけについて特別扱いをする理由に乏しく、 どうしても訴訟手続き面からの支援がもっと必要である。 製造物責任法が被害 やはり民事訴 商工

訟法の一 が あろうが、 消費者被害の救済のための特別の法律というよりは、 般の見直しの中で検討すべきではないかと考える」という説明がなされている。(エシ 民事訴訟法の改正の中で全体としての改善が図られて欲しい。 不法行為法の特別法であるという位置付けからくるものでは この考えは、 製造物責任

Ⅲ 「製造物責任の制限、排除の特約は消費者に対して有効か」

を判 業者等の損害賠償責任に関する免責特約については、 無効とするような 効になると理解する。 無効と判断される場合が多いと考えられる。 免責特約が締結され、 である。 が このような規定はない。 されているので、 は 製品の表示や 責任排除条項によってその製造物責任を排除または制限することはできない、 製造業者等による消費者に対する製造物責任の制限、 断 すれ 従って、 ば足りるわけであり、 ・取扱い この場合には有効、 裁判所の判断に委ねてよいと考えられる」とされている。 般的な規定を設けなかった」という説明がなされている。 このように、 その成立が仮に認められても、 説明書などに仮に存在しても、 この関係で本法における免責約款が問題となる。 実際、 免責特約については、 無効の問題を生じるまでもなく、そういった免責特約の効力はない。 これにより被害者の保護を損なうおそれはないと考えられることから一 少なくとも人損に関する免責特約については、 この特約は民法第九○条により公序良俗に違反する契約とし これによって特約が当事者間に締結されたと認めることは困難 事前に加害者の損害賠償責任を制限あるいは免除する旨の 排除のための特約は 個々の事案においてその成否あるいは公序良俗違反の これについては EC指令第一二条には責任制限条項 「解釈論上、 この説明で格別問題はなかろう。 という明文の規定があるが本法に 公序良俗に反して無効と 「製造物の欠陥による製造 公序良俗違反を理 さらに、 由 有 記 律 K ま

(15)「完成品メー カーと部品、 原材料メー カーとの間の特約においてはどうであろうか

ここでの特約は、

部品

原材料

メー

力

ーが製造物責任を負うこと及び欠陥部品、

原材料を使用する完成品

メ

]

力

61 (3-4 • 721) 1171

0 () 課されている製造物責任の免責を求め、 者の立場としての買い主は格別このような特約を考える必要はない 免責はないといえる。 支障をきたすものではないといえよう。 のメーカー等がその買い主 製造物責任を負うこと 製造物責任の負担は、 また、 (両者は不真正連帯債務の関係) 取引条件の一つとして全体の取引き条件の中で考えられるもので、 (完成品メーカー、 これらの責任制限の特約は、 それが相手方当事者によってそのまま受け入れられることは通常はあり得な 実務においては、 マス・マーチャンダイザーなど) 部品、 契約によって一方の当事者が自ら製造、 は明らかであり、 原材料メーカー、 が、 その例外は、 消費者の救済がこの特約によって著し に求めるものであり、 OEM製品のメーカー、 本条第四条第二号の 方的な責任 加工する製造物 製造物の購 「部品、 P 0) B製品 制 限 原 入

(16) 「欠陥部位の特定が必要か」

材料製造業者の抗弁」との関連である。

る。 製造物のどこに欠陥があったかを明らかにすることが必要であるとすることは、 か。 通念上欠陥の存在について納得が得られる程度の主張・立証で足りるものと考えられる」とするのが通説であろう(ミヒ) るのみならず、 おそれを感じるが、 こに欠陥があったかを明らかにすることが必要である。 のかを示す必要があるのかという問題は現実の訴訟における証明の困難さを前提として非常に重大な問題の一つにな 前 (12) この点については 製品事故に にお Ļ۵ て触れているように、 本法の立法趣旨に反するものである。 おいて当該製造物のどこに欠陥があったかを主張・ このように欠陥部位の特定が必要とする考え方に対しては強い反対がある。 「被害者が製造者の賠償責任を追及し損害賠償を求めようとする場合、 被害者が欠陥の存在を立証するに当たって、 製造物の特性に照らし、 この場合、 その特定の程度は製造物の特性も考慮して、 証明しなくてよいとなると絶対責任の追及になる 被害者側の合理的利用の範囲内にお 欠陥概念の捉え方にお 当該製造物のどこに欠陥があった 基本的には製造物 例えば 11 「基本的には て 誤 つ 社会 のど 7

であろうか。なお、松下テレビ発火事件判決(大阪地判平成六年三月二九日、(፯) を具体的に反証することになるというべきである」という見解がある。 て損害が発生したとの主張・証明によって、原則として、欠陥は事実上推定され、被害者側において欠陥のないこと 現実の裁判の成り行きを見守ることになるの 判例時報一四九三号)を参照。また、

「第二条第二項(欠陥の定義)の解説の⑵」も参照。

☞ 「欠陥認定機関等の役割に触れる」

国生審報告においても考えられている欠陥認定のための中立で公平な第三者機関の整備、 活用はわが国における製

造物責任制度の全体的な構築において非常に重要なものとなる。

- 1 田島純蔵、 柘植直也、 井口克彦「製造物責任(第3条)」日本弁護士連合会PLシンポジウム資料五一頁
- 2 頁。 通商産業省消費経済課編『製造物責任法の解説』(一九九四年)二九頁。田島純蔵、 なお「自らの意思によるものであれば、 詐欺、 脅迫による場合も含まれる」とする。 柘植直也 井口克彦・前掲註(1)五
- (3) 通商産業省消費経済課編・前掲註(2)一二九頁。
- (4) 前掲註(3)一二九頁。
- (5) 前曷拄(3)一二九頁。(5) 前掲註(3)一二九頁。
- (6) 前掲註(3)一三一頁。
- 7 升田純説明員、 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号一七—一八頁。国生審報告二一頁
- (8) 同旨、国生審報告二一頁。
- 9 升田純説明員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一○日第七号一五頁。
- (10) 国生審報告二二頁。
- 11 升田純説明員・前掲註(9)二頁及び同第百二十九回国会参議院商工委員会議録平成六年六月二○日第七号二五頁。 国生審報

告二一頁。

- 13 12 国生審報告二二頁。
- 通商産業省消費経済課・前掲註(2)九七頁。
- 15 $\widehat{14}$ 升田純説明員、第百二十九回国会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査会議録平成六年六月六日第 寺澤芳男国務大臣・前掲註(9)会議録第七号一四頁。清川祐二政府委員・前掲註(7)会議録第五号一○頁。

一号六頁。

- 16 国生審報告二三頁。
- 17
- 18 升田純説明員・前掲註(9)会議録第七号一三頁。 通商産業省消費経済課編・前掲註(2)九七頁。
- $\widehat{20}$ 前掲註(1)五五頁。

19

21 七頁以下を参照。 「欠陥」の主張・立証との関連においては、 小林秀之「訴訟手続上の問題点とは」法学セミナー四七八号(一九九四年)二

経済企画庁国民生活局消費行政第一課他六省執筆・編集『製造物責任法の解説』(一九九四年)一七頁。

第四条

(免責事由)

第一

号

(開発危険の抗弁)

前条の場合において、製造業者等は、 次の各号に掲げる事項を証明したときは、 同条に規定する賠償の責めに

任じない。

当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、 当該製造物に

その欠陥があることを認識することができなかったこと。

解説

り、 危険をいう」。 造物を流通に置いた時点における科学・技術知識の水準によっては、 開発危険 本法は国 の抗弁を製造業者等に認めるべきか否か 「生審報告に沿って、 EC指令においては、 製造業者等に開発危険の抗弁を認めることを明らかにしてい 開発危険の抗弁は、 の問題は、 オプション条項として認められてい これまでの立法論において最も重要な議論 そこに内在する危険を発見することが不可能 るが、 る。 開発危険とは ル クセンブ 0) つであ ル 「製 な

Ⅱ 「なぜ、開発危険の抗弁を認めるのか」

及びスペインの二国は採用していない。

る。 対の意見がだされた。 滞などによる不利益が消費者にも及ぶ可能性があるとともに、 いうものである。 義務を課すことによって、 製造業者等に開発危険の抗弁を認めるということは産業界にはプラスであるが、 従って、この抗弁を認める理由が大切となる。これについては 一方、 また、 開発危険の抗弁を認めるとする国生審報告の発表に対しては、 かえって被害者が確実な救済を受けられなくなる可能性もあり適当とは考えられない」 私法学会報告者グループは一九九〇年の学会発表において反対を表明してい 場合によっては製造業者等にその負担能力以上の賠償 「開発危険の抗弁を認めない場合は技術革新 被害者救済の 消費者団体、 面 から 弁護士会から は る。3 問題 が の停 生じ لح 反

② 「科学又は技術に関する知見をどの水準でとらえるのか」

旨が 能 特定の者の有する知識というものでもない。 きな問題である。 な この水準が余りにも高くなると産業界としてはこの抗弁が使えなくなるし、低くとらえると製造物責任法立法 損 なわ 最高の科学または技術の水準というものを基準にして考えるものである。 れる。 このようにこの科学又は技術の知見の水準をどのように把握し、 まず、ここでの科学又は技術に関する知見とは これは、 客観的に社会に存在する知識の総体、 「個々の事業者等の水準というものではなく、 ただ、 どの水準でとらえてい これは一方で、 言い換えると、 特定の一 < 0 "入手可 か 学者 は 0

だけがその危険性を叫んだから直ちにそういうことになるというものでは必ずしもない」と説明されている。(キ) 開発危険は欠陥製品事故を発生せしめた企業の水準を問題にするものではない(この点で過失責任とは 世界最高の水準であるとされている。ここでの(5) "個々の事業者等の水準ではない』とするところが E C 指 異 重

(3) 「最先端の科学・技術の知識と中小企業の対応力は」

る 。

できるのか」という質問に対して、「問題ではあるが中小企業であっても同じである」としている。 企業向けの何らかの別途の支援・対策が必要となる。 て「中小企業は常に最先端の科学・技術の知識の精通しておく必要があることになるが、 企業にとっては高いハードルになり、 の抗弁が産業界にとってプラスであるとはいえ、一定の要件が必要となる。 本法による製造物責任は当然ながら製造業者等の規模の大小にかか 現実にはこの抗弁を使用できない事態に陥ることが予想できる。 わらず一 この要件のレベルが高くなればなるほど 様に課される。 果たして、 従って、この開発危険 中小企業は もっとも、 この点につい 中小

4 「科学・技術の知見の入手可能性を問題にするのか」

見の水準は、 ないことになる、 業者にとって入手可能であったか否かを議論する必要はなくなる。 にすべきか否かということも問題となる。 製造物責任事故を引き起こした製造業者が、この科学・技術の知見を現実に入手することができたかどうかを問 技術の知見の水準が存在し、 事故を引き起こした製造業者の個人的な水準ではないことになり、 といえよう。 もっとも、 当該製造物がその水準に達していなかったとすれば、 国生審報告 前述のように科学・技術の知見を捉えると、 (一四頁) は「入手可能であること」を前提としている。 つまり、仮に入手できなかったとしても、 それぞれのケースにおいて当該製造 問題にすべき科学・技術 開発危険の抗弁は は成立し 客観的 前記 0

(2)参照。

⑸ 「裁判所は技術的な部分を判断できるのか」

うことで裁判官が判断することになる」。 できるのかという疑問はでてくるが、「専門家が証人として、 般的には、 裁判になった場合、科学的、 技術的な問題についてその分野の専門家ではない裁判官が果たして判断 鑑定という形でそういう知見を裁判所に提出するとい

(6) 「どの時点の科学・技術の知見であるのか」

陥 造業者等としては、 要する。 場から考えると、 ここでの時点は、 が問題になるケースにおいて重要性を持つことになるが、 開発危険の抗弁は、 製品を開発し、 販売の前に 製造物のい 「製造上の欠陥」 わゆる引き渡しの時点になる。 〝科学・技術の知見〟を見直すなどの対応策が必要になるものといえる。 設計を固め、 においてはおそらくなかなか使い得ないことになろう。 販売用に製造し、 設計の時点と販売の時点に大きな差異があるとき、 EC指令第七条も同様に定めている。 現実に販売用に出荷していくまでには多くの 製造業者等の立 設計 時間 上 0) 製 欠

(7)「開発危険の抗弁と流通においた後に明らかになった製造物の欠陥への対応は」

製造物の発売の後数年を経過して製造物責任事故が発生するなどの何らかの方法によって当該製造物に内在する危

険性 公表あるい 物を流通に置い 責任を負わなくてもよいことになる。 該製造業者等はどのような責任を負うのか」 (欠陥といってもよかろう) は指 宗 · た後に製造物の欠陥が明らかになった場合には、 警告、 場合によっては一 が明らかになったときに、 ところが、そこにおいて が問題となる。 部販売停止あるい この問題に対しては 開発危険の抗弁が成立すれば、 は回収ということが求められ、 「明らかになった製造物に内在する危険性につい その時点から製造業者等は、 「開発危険が認められてもその製造 当該製造業者等は製造物 そういうことを行 当該製造物の危険 性の て当 わ

ったときは過失による責任があるということになる」。この考え方には 格別の異論はなく、 産業界としてはこの点

(8) 「科学・技術の進展と開発危険の抗弁と欠陥の明確化の関連は」

を十分に考慮した製品安全対策を考えていかなければならない。

ことがある。 上記の問題において、 その方法は格別それ自体問題ではないが、 製造物が流通に置かれた後になって、 多くの場合は、 当該製造物に内在する危険性 製造物責任事故の発生となろう。 (欠陥) が明らかになる しかし、 そ

勿論、このような場合も前記(7)と同じになる。

のような事故がない段階においても製造物を流通に置い

た後の科学・技術の進展そのものが大きな要因になり得る。

9 「科学・技術の知見の立証責任は誰が負うのか」

製造業者等が立証責任を負う。

⑩ 「開発危険の抗弁の容認と被害者の救済の関連は」

える」と説明がなされている。(9) によって救済されるのか、 害が被害者のみの負担になってしまってよいのか、 者救済基金、 開発危険の抗弁によって製造業者等が免責を受けるということは、 国民健康保険制度、 という問題を生みだす。これについては、「行政上の救済制度としての医薬品副作用被害 製造物責任問題をめぐる社会全体としての難しい問題である。 年金制度、 労働者災害補償保険等の制度により救済を図っていく必要性があると考 また、そうでないとすれば、 現に当該製造物の欠陥によって発生している損 そこに発生している損害は誰の負担

- (1) 国生審報告一一頁。
- (2) 国生審報告一二頁。

ば、

完成品)

- 3 一九九〇年私法学会報告者グループ編「製造物責任の現状と課題」別冊NBL二四号(一九九二年)四〇頁。
- 4 坂本導聰政府委員、 第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号一一頁。
- $\widehat{5}$ 国生審報告一三頁。 中村周而「免責事由 (第四条)」日本弁護士連合会PLシンポジウム資料五九頁。
- $\widehat{\underline{6}}$ 清川祐二政府委員・前掲註(4)会議録第五号一一頁。
- 7 升田純説明員・前掲註(4)会議録第五号二二頁。
- $\widehat{8}$ 坂本導聰政府委員・前掲註(4)会議録第五号二五頁。 国生審報告一二頁。
- 9 坂本導聰政府委員·前掲註(4)会議録第五号二五頁。

第四条 (免責事由) 第二号 (部品 原材料の製造業者の責任免責・ 抗弁)

当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物

かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がな

の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、

いこと。

解説

従って、 任事故が発生したときは、それによる損害について当該製造業者等が製造物責任を負うことについても争いはない。 る「製造業者」に該当することは明らかである。従って、 部品 例えば、部品に欠陥があった場合は、被害者は当該部品の製造業者及びこれを組み込んだ他の製造物 原材料が本法における「製造物」に該当し、その製造、 の製造業者の双方を訴えることができる。 その部品、 加工に業として従事する製造業者等が、本法におけ 原材料に欠陥が存在し、 それが原因で製造物責 (例え

づい うな場合における製造物責任を否定している。 真正連帯債務を負うと考えられているために、 じたこと」と定めており、 弁であるが、 陥が生じたことについて過失がないときは、 使用されることは通常の実務でも数多い。 うわけではない て免責を受けても、 の欠陥がその完成品を構成する部品や原材料に起因しているときは、 0) に格別の不利益はないものといえよう。 めようとするものである |証明の必要性を考えると現実に部品 ここでの抗弁は、 て当該部品・ である甲 EC指令は 社の製造物 原材料を製造、 彼等の独自の生産活動等において発生する 事故を引き起こした当該製造物 例えば、 「最終製品に組み込まれ、 (下記の1)参照)。 (第二条の わが国の本条よりは適用の範囲が広い。 部品もしくは原材料メーカーである乙社が製造、 加工したことが原因で当該部品・ ″製造物″ もっとも、 原材料製造業者にとってこの抗弁がどれだけ役に立つのか この場合において、 つまり、 乙社の製造物責任を免責しようとするものである。 この抗弁は、 本条のような場合においては、 の定義の範囲の 部品・原材料メーカーの方が完成品メーカーよりも常に弱小とい または指示に基づいて製造されたことにより構成部品 被害者からみれば、 (完成品等) EC指令第七条①号によっても認められている趣旨 通り、 乙社が甲社の 「製造上の欠陥」 の製造業者は被害者に対して製造物責任を負うため 原材料に欠陥が生じたものであり、 本件抗弁を設定する理由は、 部品、 不動産を含まないことに注意) 部品・ 原材料の製造者と完成品の製造者は、 ″設計に関する指示″ 部品 加工する部品、 原材料製造業者が本条第二号に などを免責するものではなく、 原材料の製造者に免責事由 原材料 もともとある完成 国生審報告もこの は疑問でもある。 (下記参照) 0) 構成品 が完成 乙社にその に欠陥 品 過失 よっ を認 に 0 が メ 不 抗 基 Ì 生.

⑴ 「なぜ部品・原材料の製造者等の抗弁を認めるのか」

るを得ず、 この理由については それに欠陥が生じるというケースがある。 「部品・原材料の製造者等はそれらが組み込まれる他の製造物の製造業者が行う設計 指示に従った部品 材料製造業者については、 指示をした製造 に従 わざ

業者と同程度の欠陥の回避の可能性、 ひい ては帰責性を問うことは適切ではなく、 公平性を欠くと考えられる」

明されている。これ自体には問題はない。

(2) 「設計に関する指示とは何か」

等が含まれる」。 設計に関する指示の意味については、 「当該部品、 原材料の設計図に限らず、 その構造、 材料 材質 性能、 仕

③ 「過失がないことの立証責任はいずれが負うのか」

る。 記に述べた本件抗弁が現実にどれだけ役に立ち得るものであるのかという疑問への回答にもなっている。 には過失がないと認定されるわけであり立証に過大な負担を課すことにはならない」(6) 的に勘案して問題となっている欠陥発生につい ついては、 に 直 免責を受ける製造業者等が立証責任を負う。 接的な悪影響がない 過失がないことについての証明は必要であるが、 当該部品、 原材料製造業者の技術水準あるいはその業態あるいは発注者との力関係など諸般の事情を総合 抗弁であるだけに法律上において効果的な活用が望まれ つまり、 ての予見可能性、 この場合の予見可能性、 部品 原材料メーカーがこの過失の証明責任を負うことに 口 |避の可能性がない あるい る。 と説明されている。 と認められる場合に、 は結果の回避義務の これは、 被害者救済 この場合 可 能 性 上

(4) 「部品・原材料として組み入れる他の製造物の範囲は.

使用されるときに、 する部品、 ここでの製造物は、 原材料、 完成品Aは 素材等があるときは部品 本法上の定義における製造物であり、 一他 の製造物」 に該当するが、 原材料Bも「他の製造物」になる。 例えば、 さらに部品 完成品· 原材料Bに使用される他社が製造、 Aに製造 加工された部品 原材料 加工 B

⑤ 「事業者間の製造物責任の免責特約は有効か

の免責を認めない旨の特約をなし得るのかという問題がある。 事業者間の特約は被害者救済に格別の障害となるもの

ではなく、また必ずしも常に部品、原材料メーカーの方が、その購入者よりも弱小ではないが、 かかる特約は、 実務

グ・パワーが働くことが多いことが想定される。基本的には、このような場合は当然として、 においては、 通常の取引条件としては、 無条件に認められる性格のものではなく、 取引きにおける不当なバーゲニン 通常はこのような特約

は公序良俗に違反として無効ということになろう。

- 1 清川祐二政府委員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一○日第七号六頁。
- (2) 国生審報告一九頁。
- (3) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第七号六頁。
- (4) 清川祐二政府委員・前掲註(1)会議録第七号五頁。
- 5 二二日第九号一六頁。 升田純説明員・前掲註(1)会議録第七号六頁。清川祐二政府委員、第百二十九回国会衆議院商工委員会会議録平成六年六月
- $\widehat{6}$ 資料六一頁。 清川祐二政府委員・前掲註(5)会議録第九号一六頁。 中村周而 「免責事由 (第四条)」日本弁護士連合会PLシンポジウム

第五条 (期間の制限)

年間行わないときは、 第三条に規定する損害賠償の請求権は、 時効によって消滅する。 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過し

たときも、同様とする。

前項後段の期間 は、 身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は 定の潜伏期 間

その損害が生じたときから起算する。

解説:

が

経過した後に症状が現れる損害については、

ある。 が生じた時から起算する特約を定め、 主張し自らの製造物責任の消滅を主張する製造業者等が負う。 き渡しの時から一〇年とする責任期間を設けることを目的としている。一〇年の期間の経過の証明責任は、 たは不法行為の時から二○年を経過した場合には時効によって消滅する旨を定めている。 によって製造物の「引き渡しの時期」 づく損害賠償の請求権を損害及び賠償義務者を知ったときから三年とする短期消滅時効を定め、 民法第七二四条は、 第二項は、 身体に蓄積した場合の蓄積損害または一定の潜伏期間後に症状が現れる損害につい 不法行為による損害賠償の請求権は、 を工場出荷以前の段階において明らかにしておくのか、 消費者の保護を図ってい 損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときま . る。 この意味でも製造業者等にとっては、 EC指令はこの旨の明文の規定を有. 本条は、 という実務上 また、 製造物責任法に基 ては、 どのような方法 しない 当該製造物引 その旨を そ 問 0) (第 題 損 害

○条、第一一条参照)。

① 「なぜ、損害賠償請求権を制限するのか」「なぜ責任期間が必要なのか

在 由付けが必要になる。 0) 過失責任 〇年の責任期間は製造業者等の責任を限定するものであることから、 より責任を厳格にするものであること、 これについては「一〇年の責任期間の制定の理由は、 製造物の通常の使用期間あるい 消費者救済とのバランスに 製造業者などに課される製造物責任 は耐用期間 といい うもの おい て、 が 比 そ 較 は O的 現 理

段の理由を見だし難い」としている。 確化を指摘し、 耐用期間とコストの決定、 ○年を採用している国が多いことなどを考慮したものである」。 長期に使用される製造物であっても平均的にみると一〇年あるいは使用期間で見ると七年程度であるのが通常である (民法第七二四条) 製造物を製造あるいは出荷するときの検査記録の保存期間あるいは製造物責任立法を採用している国々では 「製造物責任制度の国際的な調和を考えると一○年を越えて製造者等にとくに重たい責任を課する特 は、 不法行為責任に基づいて当該製造業者などを提訴できることになる。 ②製造者等の書類保存の負担、 もっともこの一○年の責任期間を経過したとしても不法行為の時から二○年間 ③法律関係の早期安定化、 国生審報告は、この点について、 ④保険でカバーするリスクの明 ①製品の合理的

- ② 「本条の期間は除斥期間なのか」
- ○年間の期間は絶対的なものとなる。 この一○年の期間は除斥期間と解されており、 ただし、 本条第二項に注意が必要である。 時効の中断、 停止はできない。 つまり、 製造業者等にとってはこの
- 成品メー 除斥期間の起算が始まると解されている。このことは、 き渡されたときに起算されるために流通在庫の間もこの期間が進行するために消費者が実際に商品を購入したときに の関連においては当該部品もしくは原材料の欠陥に起因して製造物責任事故が発生したものであっても完成品のメー て時間が経過した分だけ完成品が市場に引き渡されることによる一○年の除斥期間よりも短くなる。 一は、 部品や原材料が単品として外部に販売される場合と同様に完成品メーカーなどに引き渡された時をもって一○年 (3)一部品、 力 当該完成品を市場に引き渡して一○年の間製造物責任を負うために、 1 の部品、 原材料などのメーカーがその買い主などに引き渡した製造物の除斥期間の起算点は何時になるのか」 原材料メーカーに対する求償権訴訟が問題となる。 部品や原材料が完成品メーカーの工場などにおいて在庫とし もっとも、 格別の問題ではあるまい。 この除斥期間は製造業者から引 ただ、消費者と むしろ、

間を政策的に定めたのかというところに帰着する。又、製造業者から考えると、それぞれの製造物について引き渡し 物の安全性と共に市場競争の要因になるのであろう。消費者保護との関係で考えると結局は、 は た時期を製造物自体、 もはや責任期間が残り少なくなっていることもありえる。これからは責任期間がどれくらい残っているの もしくは取引きの場合の表示としてどのように明記していくのかが問題になる。 なぜこのような除斥期 かが

- 1 升田純説明員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月三日第五号一○頁。
- 2 議録平成六年六月六日第一号二三頁 国生審報告二四頁。 清川祐二政府委員、 第百二十九回国会衆議院商工委員会消費者問題等に関する特別委員会連合審査
- (3) 国生審報告二四頁。
- 4 面山恭子「期間の制限 (第五条)」 日本弁護士連合会PLシンポジウム資料六四頁以下参照

第六条 (民法の適用)

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、 この法律の規定によるほか、 民法 (明治二十九

年法律第八十九号)の規定による。

解説:

のであり、 本法律案で規定している製造物責任の主たる内容は不法行為の特則として製造業者等の損害賠償の責任を定めるも 従って、 他の条項については当然に民法の規定が適用される。 この中には、 損害賠償の方法 (金銭賠償の

原則 (民法第七二二第一項、第四一七条) 金銭による損害賠償)、過失相殺の規定 (民法第七二二条第二項)、共同不

法行為の規定(民法第七一九条)、類推適用の問題として民法の相当因果関係の規定、公序良俗(民法第六○条)など

が含まれる。

1 升田純説明員、第百二十九回国会衆議院商工委員会議録平成六年六月一○日第七号九頁。

附則第一項 (施行期日等) (前出、参照)。

附則第二項 (原子力賠償に関する法律の一部改正) 「原子力損害の賠償に関する法律 (昭和三六年法律第一四七

号)」との関係を示すもの。